

経 済 労 働 委 員 会 記 録  
＜第2号＞

平成23年第8回沖縄県議会（11月定例会）

平成23年12月9日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 2 号>

開会の日時

年月日 平成23年12月 9 日 金曜日  
 開 会 午前10時03分  
 散 会 午後 5 時56分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 乙第 8 号議案 沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例
- 2 乙第17号議案 交通事故に関する和解等について
- 3 乙第18号議案 交通事故に関する和解等について
- 4 乙第19号議案 交通事故に関する和解等について
- 5 乙第20号議案 漁業取締船による汚濁防止膜吸引等事故に関する和解等について
- 6 乙第25号議案 指定管理者の指定について（沖縄県民の森）
- 7 乙第26号議案 指定管理者の指定について（沖縄県平和創造の森公園）
- 8 乙第27号議案 指定管理者の指定について（沖縄コンベンションセンター）
- 9 乙第28号議案 指定管理者の指定について（万国津梁館）
- 10 乙第29号議案 指定管理者の指定について（奥武山総合運動公園）
- 11 乙第50号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 12 乙第51号議案 県営水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 13 乙第52号議案 県営通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 14 陳情平成20年第201号、陳情平成21年第129号、同第130号、同第137号、同第138号、同第141号、同第174号の 2、同第191号、同第194号、陳情平成22年第35号、同第47号、同第55号、同第146号、同第180号、同第181号、同第193号、陳情第 1 号、第19号、第24号、第38号の 2、第50号、第54号、第62号、第78号、

第110号、第115号の2、第116号、第127号、第128号、第134号から第136号まで、第151号、第182号、第185号、第192号、第195号及び第196号  
15 閉会中継続審査・調査について

---

出席委員

委員長	玉城	ノブ子	さん
副委員長	瑞慶覧	功	君
委員	中川	京貴	君
委員	座喜味	一幸	君
委員	辻野	ヒロ子	さん
委員	具志	孝助	君
委員	仲宗根	悟	君
委員	当銘	勝雄	君
委員	渡久地	修	君
委員	前島	明男	君
委員	玉城	満	君
委員	玉城	義和	君

委員外議員 なし

---

欠席委員

なし

---

説明のため出席した者の職・氏名

農林水産部長	比嘉俊昭	君
農業基盤統括監	玉城貢	君
農林水産企画課長	久貝富一	君
農政経済課長	大城健	君
村づくり計画課長	玉城肇	君

農地水利課長	前田幹男君
森林緑地課長	謝名堂 聡君
水産課長	島田和彦君
文化観光スポーツ部長	平田大一君
観光政策統括監	下地芳郎君
観光政策課長	嵩原安伸君
観光振興課長	神谷順治君
スポーツ振興課長	村山 剛君
商工労働部長	平良敏昭君
産業振興統括監	安里 肇君
産業政策課長	湧川盛順君
経営金融課長	金良 実君
労政能力開発課長	武田 智君

○玉城ノブ子委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第8号議案、乙第17号議案から乙第20号議案まで、乙第25号議案から乙第29号議案まで、乙第50号議案から乙第52号議案までの13件、陳情平成20年第201号外37件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日は、説明員として、農林水産部長、文化観光スポーツ部長及び商工労働部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第17号議案から乙第19号議案までの3件「交通事故に関する和解等について」審査を行います。

なお、ただいまの議決議案3件についての説明は一括して行い、質疑は各議案ごとに行いますので御協力のほどお願いいたします。

ただいまの議決議案3件について、農林水産部長の説明を求めます。

比嘉俊昭農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 議案書57ページの乙第17号議案、59ページの乙第18号議案及び61ページの乙第19号議案は、交通事故に関する和解等についてであります。本議案は、職員が、公用車運転中に起こした交通事故に関し、相手方との和解及び損害賠償額を定めるために、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。内容としましては、乙第17号議案が、宮古農林水産振興センター職員が運転する公用車が市道を直進していたとこ

ろ、相手方車両が前方脇道から一時停止をせずに侵入したため、公用車の右前部と衝突したものです。乙第18号議案は、八重山農林水産振興センター職員が運転する公用車が、信号のないT字路を右折しようとした際に、右方向から直進してきた相手方車両と衝突したものです。乙第19号議案は、八重山農林水産振興センター職員が運転する公用車が、右方向から直進する相手方車両に気づかず、T字路に進出したため、相手方車両が衝突回避のため右側にハンドルを切ったところ、対向車線側の側溝に脱輪し、車両底面のサスペンション等が破損したものです。

以上が本件の概要でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより各議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い重複することがないように簡潔にお願いいたします。

まず、乙第17号議案に対する質疑を行います。

○玉城ノブ子委員長 質疑はありますか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 年度内でこのような事故はどれくらいありますか。

○久貝富一農林水産企画課長 平成21年度は3件、平成22年度は2件、平成23年度が3件です。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありますか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 臨時職員が公用車を運転することはありますか。もし公用車を運転した場合はどのようになりますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 正職員が公用車を運転しています。

○中川京貴委員 基本的には臨時職員は公用車の運転はできないということですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 そのとおりです。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第17号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第18号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 損害賠償額が大きいので気になります。人身事故が伴っていないですか。

○久貝富一農林水産企画課長 本件については物損事故と人身事故の両方があります。人身事故については被害者の方が高齢者でしたので、大事をとって入院をしていただきました。ですからほかの2件と比べて額が多くなっています。

○辻野ヒロ子委員 まだ治療中ですか。例えば後遺症等の問題が出てくると思いますが、その辺の損害賠償額はどのようになりますか。

○久貝富一農林水産企画課長 検査をしましたところ、幸いにも大きなけがではありませんでした。入院した翌日には退院しておりまして、その後4日間ほど通院治療をしました。

○辻野ヒロ子委員 物損事故は示談ができたということですが、人身事故についても示談ができたと理解してよいでしょうか。

○久貝富一農林水産企画課長 人身事故についても、入院治療等に時間を要して多少査定等に時間を要しましたが、保険会社と示談が成立しております。ことしの9月5日に支払いをすべて完了しております。

○辻野ヒロ子委員 1年前の事故でして、後遺症等が出て問題にならないか気

になります。そういったところも示談が成立できているのであればよいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 交通事故の和解について議会の議決を得るということは地方自治法上の関係があると思いますが、損害賠償額等の規定はありますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 賠償については議会の議決を得ているようです。ただ他府県の場合は一定程度、例えば何百万円以下であれば執行部のほうで、それ以上であれば議決を得るという方法をとっているところもあるようです。

○当銘勝雄委員 以前は和解事案は余りありませんでしたが、最近ふえているように感じます。それが出てくる背景は何かありますか。

○久貝富一農林水産企画課長 交通事故についてはすべての公用車に保険を掛けておまして、迅速に保険で支払われていたということもあって、何ら県の財政に新たな負担支出を伴うものではないという理解のもとで、部局によっては議会に上程しなかったと聞いております。この2年、3年からはすべての案件について議決を要するという新たな通知がありましたので、それが和解事案がふえた理由だと理解しております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 先ほど正職員以外は公用車の運転ができないということでしたが、これだけ臨時職員や嘱託員がいる中でこれは徹底されていますか。市町村では臨時職員でも嘱託員でも運転しています。

○比嘉俊昭農林水産部長 嘱託員などは公用車の運転をしていると聞いております。ただ我々としましては、できるだけ正職員に運転させるように指導したいと思います。

○瑞慶覧功委員 現実的には難しいと思います。また事故を起こした場合の正

職員との違い、保険等はどのようになっていますか。

○久貝富一農林水産企画課長 農林水産部ではリース車もありますがすべての公用車に保険を掛けております。運転手については基本的には正職員のみですが、事案によっては嘱託員に公用車の運転をさせる場合もあるが、非常勤や臨時職員の区分けについてはしっかりと正職員に運転について指導しています。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 今の質疑に関連しますが、もし職員が事故を起こした場合には罰則、処分等がありますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 物損事故については基本的にそれぞれが何対何ということなので、それについては対象になっていません。ただ人身事故については一定程度の注意喚起などをしております。

○仲宗根悟委員 そういったこともあるので、臨時職員や嘱託員にはなるべく公用車の運転をさせないようということですか。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。  
よって、乙第18号議案に対する質疑を終結いたします。  
次に、乙第19号議案に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。  
よって、乙第19号議案に対する質疑を終結いたします。  
次に、乙第20号議案漁業取締船による汚濁防止膜吸引等事故に関する和解等について審査を行います。

ただいまの乙第20号議案について、農林水産部長の説明を求めます。  
比嘉俊昭農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 63ページをお開きください。乙第20号議案漁業取締船による汚濁防止膜吸引等事故に関する和解等について御説明いたします。本議案は、職員が漁業取締船「はやて」を操船中に起こした、汚濁防止膜吸引等事故に関し、相手方との和解及び損害賠償額を定めるために、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。事故の内容としましては、与那原町の当添漁港において、職員が漁業取締船「はやて」を操船する際に、当該漁港内付近に付設されていた岸壁改修工事用の汚濁防止膜を当該取締船の海水吸入口付近に引っ掛け、当該膜の付設位置をずらしたものであります。汚濁防止膜自体には損傷はなかったものの、膜の付設場所が移動したことから、膜と岸壁との間に隙間が生じ、岸壁改修工事において発生する土砂等が流出するおそれがあったため、膜の再付設等の復旧作業を行う必要が生じ、その作業費用を賠償することとなったものです。

以上が本件の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより第20号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 この調査船は漁船保険に入っていましたか。どの保険に入っていましたか。

○島田和彦水産課長 漁船保険に入っていました。

○中川京貴委員 この調査船は漁船登録されていますか。

○島田和彦水産課長 漁船の法律一漁般法にのっとりまして、こういった船も漁船登録しなければなりません。取締船と水産海洋研究センターにあります調査船も漁船登録しております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
渡久地修委員。

○渡久地修委員 漁船取締船は通常どういった仕事をしていますか。

○島田和彦水産課長 主に2点あります。1つは海の沖合に出て漁業許可違反等の取り締まりをします。もう一つは今回の事故もそうですが、漁港内等に立ち入って、接岸されている船の設備、例えば集魚灯という魚を集めるライトがありますが、それをたくさんつけていると違反になるのですが、そのような制限違反の取り締まりをしております。沖合と沿岸域で取り締まるという役目を担っています。

○渡久地修委員 これは県の所有ですか。

○島田和彦水産課長 そのとおりです。

○渡久地修委員 沖縄県として何隻持っていて、どこに配置し、職員は県の職員がやっていて、毎日出ていますか。

○島田和彦水産課長 沖縄県には漁業取締船は1隻です。こういった広い海域の中で1隻は非常に心もとない状況ではあります。きょうのように天気が悪いときは別ですが、通常は本島周辺を違反等の監視ということで常時出港しております。燃料が高いのでなかなか行けませんが、時々先島にも行くようにしております。範囲的には本来であれば、南北大東島、尖閣諸島にも行きたいのですが、そこまでは十分に監視できていない状況もあります。乗組員については5名で操船をしております。全員が漁業監督吏員並びに司法警察員の資格を取得しております。

○渡久地修委員 今の司法警察員ということは、この取締船は逮捕もできますか。

○島田和彦水産課長 警察員は被疑者を起訴できる権限を持っています。逮捕については通常、法律では何人なりとも現行犯では逮捕できるということになっていますが、ただ我々は逮捕するということには至っていません。例えば

そういった事案があれば後日呼び出し、始末書等を書かせています。例えば再犯や非常に悪質なものについては警察と連携をして送致等を年に1件程度行っています。

○渡久地修委員 取締船の取り締まり実績ですが、こういった違反が多いですか。

○島田和彦水産課長 諸注意、洋上での指導等を含めるとかなりの件数があると思います。先ほど申し上げましたように、悪質なものは年に1件あるか否かという状況です。

○渡久地修委員 海上保安庁との線引きや連携はどのようになっていますか。

○島田和彦水産課長 海上で取り締まる場合は県と国（沖縄総合事務局）、海上保安庁で取り締まっています。線引き、範囲は法的なものはありません。ただ海上保安庁は領海侵犯など、国は国外の船、県は外国船については取り締まりが法律でできないので、そういった区分けはあります。

○渡久地修委員 例えば他府県ではアワビなどの密漁などがありますが、沖縄県では密漁がありますか。

○島田和彦水産課長 他府県では密漁が多く悪質です。その場合は警察等と連携しています。ただ沖縄県においてはそういった悪質な事案はほとんどありません。確かに禁漁期間中にウニを採ることはあります。我々は海に出たときにそういった事案を見つけたときには厳しく注意をします。海上保安庁でもそういった事案は年に10何件ほど取り締まっていますが、余り多くはなく、悪質でもないとの感じを受けています。

○渡久地修委員 この1隻で十分に足りていますか。

○島田和彦水産課長 これだけ沖縄の広い海を、この1隻でカバーすることは不可能だと思います。特に御存じのように、いろいろなところから国外船が入ってきたり、他府県の船も入ってきている状況で非常に厳しいです。

○渡久地修委員 皆さんが最低必要とする船の数は何隻ですか。

○島田和彦水産課長 具体的に検討したことはありませんが、少なくとも沖縄本島、宮古島、八重山にはそれぞれほしいと思います。

○渡久地修委員 これだけほしいと言っていますが、農林水産部長いかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 領域からしますと水産課長が示唆するとおりだと思いますが、行革等があり、今の海上保安庁、沖縄総合事務局と連携しながら対応せざるを得ないのかと思います。ただ頻繁に課題が出るのであれば対応したいと思います。

○渡久地修委員 やはり沖縄県はこれだけ海域が広いので、そういった意味では次期の振興計画でも国との折衝も含めて、これだけ離島も抱えているので、宮古島、八重山、沖縄本島には2隻ほどは必要だと思いますので、その辺について頑張ってください。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 密漁や違反行為をする漁船は、各漁協に組合員として登録して漁業をなりわいとしている方がいますが、その方なのか、あるいは船を持っているならば必ず漁協に加入しなくてははいけませんか。そうではなくて個人で船を持っていて、そういった知識がないために捕まるという事例はありますか。

○島田和彦水産課長 今の御指摘のように両方あります。要するに漁業者でありながら、ある程度の決まりを理解していながらあえて行う方と、一般市民の方で全くそういった情報はなしに自由にやってしまう方がいます。また米軍にもそういった方がいます。我々にもその辺の周知徹底の不十分さがあると認識しております。

○仲宗根悟委員 1隻しか取締船がないということは、予算の関係もあると思いますが、各漁協の皆さんに協力体制といいますか、自粛といいますか、そういった形でやりましょうということができるとは思います。それ以外の方々も多いのかと思いました。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 糸満漁協のセイカ漁について、自分たちで漁獲量を制限するために工夫しているということをよく耳にします。自分たちで制限したものについての取り締まりはどのようになりますか。

○島田和彦水産課長 例えばですが、自主的などという取り組みだと思います。よく我々が耳にしますのは、恩納村の漁協が地先の海でいろいろな制限区域を設けております。これはやはりあくまでも自主的なもので皆さんに協力をしていただく範疇です。そういったことが全県的にやるべきだという気運、要請があった場合には、我々のところに漁業調整委員会がありますが、ここは漁業法もとの法律をつくる権限を持っているところですので、ここの中で議論されて最終的にそれ以下であればいつからいつまでは採ってはいけないというものを法的にルールをつくることも可能です。

○当銘勝雄委員 九州のある県からかなり沖縄近海に漁船が入っていると聞きます。これは基本的にはおかしいですか。

○島田和彦水産課長 今のお話は宮崎県の話だと思います。区域のお話がありましたが、漁業権という区域は確かに沖縄のリーフの周辺まではあります。そこについては当然法的な権利がありますので、いろいろと注文がつけられると思います。例えば宮崎県が沖合で操業するといった場合には、法的なルールがない状況です。ですから我々は今宮崎県とは紳士的な協定という意味で話し合いを持って、お互いが困らないようなルールをつくっています。ただそれを宮崎県側が遵守してくれない部分もあります。その辺については水産庁も含めて積極的に宮崎県に働きかけてうまくいくようにと進めています。

○当銘勝雄委員 宮崎県の漁船が入ってくるのは何漁が中心ですか。

○島田和彦水産課長 パヤオです。

○当銘勝雄委員 パヤオは国の補助金を使っているわけですが、これは沖縄県に対する補助金であるので、その辺についてはしっかりと取り締まりや漁業協

定をしっかりと守ってもらうようにしなくてはならないと思います。

○**島田和彦水産課長** 委員もこのいきさつを御存じかと思いますが、沖合はみんなでするものだという古くからの慣習がありまして、宮崎県の言い分としては以前からそこは宮崎県がカツオの漁場として使ってきたところであり、そこに沖縄県がパヤオを入れたということがあります。そこでお互いが譲るところは譲って話し合いで解決したいと思っております。

○**玉城ノブ子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
前島明男委員。

○**前島明男委員** 鹿児島県も与論島までの離島をたくさん抱えています。単純に比較はできないと思いますが、鹿児島県の場合は漁業取締船は何隻くらいありますか。

○**島田和彦水産課長** 正確にはわかりませんが、2隻ほどあったと思います。

○**前島明男委員** 沖縄県の場合は相当海域が広いです。沖縄本島だけでも東西に1隻ずつ、2隻はほしいです。宮古島、八重山、離島を入れると4、5隻くらいはないと十分な監視ができないと思います。県の財政状況も考えますと、先ほど仲宗根委員からもありましたように各漁協にある程度委託をするような方法はとれませんか。各漁協に取り締まるための委託料ということにすれば、意識も高まりますし、その周辺の監視もみずからがやって県のほうに報告をするという形がとれると思います。漁協の意識も高まると思います。そういった委託について考えられませんか。

○**比嘉俊昭農林水産部長** 今漁協とは連携して違反行為があれば連絡体制はとっています。そういった意味でも漁協の範囲内では連携しながらやっています。ただ今おっしゃるように、1隻しかないので、漁協との連携と沖縄総合事務局、海上保安庁、今回海上保安庁については1隻八重山のほうに増船していますのでそういった意味で連携していく方法があるのではないかと思います。委員のおっしゃるような話も今後検討していきたいと思っております。

○**前島明男委員** 各漁協、漁民の取り締まり、監視の意識を高める意味でもただ協力を求めるのではなくて、委託料等何がしかのものを払えばより意識が高

まって情報提供等いろいろな面で役立つと思いますので、御検討いただきたい  
と思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第20号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第25号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの乙第25号議案について、農林水産部長の説明を求めます。

比嘉俊昭農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 それでは議案書その2の75ページをごらんください。  
75ページの乙第25号議案について、御説明いたします。

本議案は、沖縄県県民の森の指定管理者を指定するために、議会の議決を求  
めるものであります。指定管理者の選定に当たっては、公募を行い「沖縄県県  
民の森及び沖縄県平和創造の森公園に係る指定管理者制度運用委員会」の審議  
を経て、候補者の選定を行いました。その結果、沖縄熱帯植物管理株式会社が  
指定管理者の候補者となっております。

以上が本件の概要でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより第25号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、  
重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 まず県民の森ですが、今までの指定管理者はどこでしたか。

○比嘉俊昭農林水産部長 北部森林組合です。

○渡久地修委員 多分今回で3回目ですよ。過去の2回が北部森林組合だっ

たという理解でよいですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 そのとおりです。

○渡久地修委員 変わった理由は何ですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 先ほど説明いたしました、運用委員会で審査した結果、沖縄熱帯植物管理株式会社が配点の中で一番得点が高かったということで、指定管理者の候補に上がっています。

○渡久地修委員 公募で点数が高かったということですが、皆さんからみて今までの指定管理者に対してまずかった点や県民からの苦情などがありましたか。

○謝名堂聡森林緑地課長 今回の選定にあたっては運用委員会の中で、公園の課題や問題に対して意識して点数をつけたほうがいいのではないかとという提案がありました。また管理面においては一般的に公園を管理する上では特別に多く配分する必要はないだろうということで、点数配分を公園の課題について重点を置きました。管理における点数配分を若干減らしました。その中で審査をし、今回沖縄熱帯植物管理株式会社が選定されたということです。これまでの公園の運営の中で特に維持管理について一般県民からの指摘はありませんでした。

○渡久地修委員 沖縄熱帯植物管理株式会社の概要等を教えてください。

○謝名堂聡森林緑地課長 沖縄熱帯植物管理株式会社は国営の沖縄海洋博記念公園のランや熱帯花木などの維持管理に関する業務、花卉等の調査等業務を営むことを目的に昭和55年に設置されています。同団体は本部町に本社がありまして、従業員が51名です。公園緑地分野の技術や造園施工管理技師などそれぞれ関係する有資格者を多数抱えています。現在は今回の申請している森林公園以外に、海洋博の熱帯ドリームセンターの管理、空港ターミナルビルのランなどの観葉植物等の展示入れかえなどを行っています。

○渡久地修委員 先ほど審査の際に管理については点数配分を小さくし、課題や問題を重点にしたということですが、今回指定管理者がこの沖縄熱帯植物管

理株式会社にかわることによって県民の森はどのように変わりますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 今回県民の森の管理については、5社の応募があり、この中で一番点数が高いということですが、選定委員会の中の評価では、公園の公平利用や維持管理に関する考え方、利用料金の設定方法など維持管理の面においてほかよりもすぐれているということが示されています。これまで台風などの気象災害における片づけに若干時間を要する部分がありましたが、今後は迅速に対応されるものだと考えております。

○渡久地修委員 今の説明だと維持管理においては余り重視せずに審査したのに、今回の沖縄植物管理株式会社については維持管理の面がすぐれているから選定したということは矛盾がありませんか。

○謝名堂聡森林緑地課長 問題、課題については非常におもしろい提案と、自主事業の提案があり1位、2位の点数差がほとんどありませんでした。若干差がついたのが維持管理の面が一層よかったということで今回沖縄熱帯植物管理株式会社が選定されたということです。

○渡久地修委員 今新聞で問題になっています雇用の問題です。現在県民の森の職員は何名いて、この職員はどのようになりますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 職員は14名で正規雇用が3名、非正規雇用が11名です。

○渡久地修委員 継続雇用はされますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 正規職員を除く11名については継続して雇用すると聞いています。

○渡久地修委員 正規職員はかわりますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 正規職員はもともと北部森林組合の職員ですので、今回指定管理者がかわりますので、正規職員はかわります。ただ非正規職員については今回継続雇用になっています。

○渡久地修委員 11名の方々の契約期間はどのくらいで、最長で何年勤めていますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 11名のうち5年未満の雇用者が3名で、残り8名が5年以上の継続雇用がされています。最長の継続雇用は21年目の方になります。

○渡久地修委員 契約期間はどのくらいですか。

○謝名堂聡森林緑地課長 雇用については基本的には半年更新と聞いております。

○渡久地修委員 11名の方々が働いていて、最長で21年の方がいます。一番短い方でも8カ月で、ほとんど長期雇用です。この人たちが半年ごとの更新で、いわゆる指定管理者が新聞で指摘されるように官製ワーキングプアのもとになっている実態があります。これは改善するべきだと思います。今回の指定管理者に対して正規雇用にするべきだと求めていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 雇用については現状では契約は半年更新です。その理由としては予算の問題があります。管理するときどれくらいの予算で管理をしてもらうかということがあると思います。雇用する場合には形態、作業の中身の問題も出てくると思うので、現状ではこのようにならざるを得ないのかと思います。ただ今後こういった形でやるかについては全体的な課題として総務部とも相談しながら検討していきたいと思います。

○渡久地修委員 指定管理者の問題というのは、指定管理を受けた側は利益を出すためには人権費を削減するために非正規職員にしていけます。それから維持管理費を極力少なくせざるを得ないわけです。これは県が指定管理の委託料を削減していくからこうならざるを得ないことに大きな問題があります。監査の全国大会でも指定管理は問題であると指摘がされています。専門委員を確保する民間のノウハウをどうと言っておきながら、結果的には非正規で低賃金になっています。沖縄県民の森を見ますと、統括責任者、森林学習展示館の管理指導員、森林科学館管理指導員も非正規職員です。このように専門職員も非正規になっています。この人たちの月額給与はわかりますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 月額給与の資料はございません。

○渡久地修委員 やはり指定管理者の問題はここだけではなくて、全体的にそういう問題が浮き彫りになっています。農林水産部として非正規雇用にしなさいというような権限はありませんよね。結果的にはお願いするしかないわけですから、契約するとききちんと職員の待遇が改善されるように委託料もよく考えて決定するようにしないといけないと思います。これは全庁的な問題がありますので、その辺について努力をお願いしたいと思います。

○比嘉俊昭農林水産部長 先ほど委員からの指摘がありますのに、運営管理において予算の関係もあって委託料金の引き下げがありますが、いずれにしても雇用の面は大変重要な課題であり、全庁的な問題ですのでどういった対応ができるか検討していきたいと思います。

○渡久地修委員 指定管理者が非正規雇用を広げていくことについて、公的な機関がある意味では先導していることは改めるべきだと指摘します。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 今半年更新という話がありましたが、指定管理制度自体が3年ですよ。この3年間の間に雇用に関する手続を半年ごとにするには大変だと思います。ですから3年間はしっかり雇用するというのを契約のときに言うことはできませんか。

○比嘉俊昭農林水産部長 指定管理者は3年間ですので、県としてもできるだけ長期の雇用ができるように話をしていきたいと思います。

○中川京貴委員 やはり指定管理者制度がスタートしたのも行政改革の一つだと思います。その中で総合評価方式がありますが、安かったらいいということではなくて、知恵やアイデアがあるところに指定管理をさせたいという審査決定があると思います。例えば今回指定管理を受けたが3年後はわかりません。このためにここで働く人たちに給与の差があってはいけないと思いますが、前回と今回で給与はよくなりますか、悪くなりますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 県民の森については過去1回、2回は北部森林組合

で指定管理を受けていますが、従業員の給与に減少はありません。今回新しく指定管理をします沖縄熱帯植物管理株式会社についても給与について維持をしていくという確認をしております。

○中川京貴委員 ぜひこの辺の最低のルールは、指定管理者が変わるたびに給与が減少すると指定管理の意味がなくなると思います。評価方式でこの会社を選定したという仕組みをつくってほしいと思います。

○比嘉俊昭農林水産部長 委員のおっしゃるとおりに指定管理者が変わることで給与が下がることは好ましいことではありませんので、しっかりと給与を確保した上で、別の方法で削減、あるいは自主事業がありますので、そこで利益を出してカバーしてもらうことも一つの方法だと思います。そういう意味では人件費の確保はしっかりしてもらうように指導していきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 先ほど雇用の面で、半年ごとに更新という話がありました。これまで私も契約において公契約条例を導入すべきだと主張してきました。これはILOでも当然すべきだということを決議しているわけです。ですから公的機関ではそういったことはきちんとやるべきだと思います。その中で今の指定管理者制度について、管理当局と話し合いをするということでしたが、公契約条例を導入してその視点からも雇用を守っていくという立場も入れて、話し合いをするべきだと思いますが、農林水産部長の認識はどうでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 半年更新とは同じ人を指定管理を受けたところが更新するということだそうです。そういう意味ではできるだけ半年ではなく、3年以内であれば3年以内で契約する取り組みができないかということ指定管理者になったところに話をしていきたいと思います。

○当銘勝雄委員 半年更新自体が問題だと思います。要するに1年以上勤めるとボーナスも発生するし、有給休暇も発生するということがあります。このように安上がりのところ労働者を追いやっていいのかということです。ILOが主張しているものを入れるべきだという方向で認識してもらいたいということです。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 この当該議案だけではないが、これだけの資料、このような提出のやり方で我々が指定管理者になる団体が適当か否かをどこで判断するのか。県議会に出すときに当局として何を審査してほしいのか。要するにどのような会社があって、どういった経緯で決まったのかがわかりません。どういったことで指定管理者になったところがよかったのかもわかりません。これまでの過去の点検がされているかもわからない。要するに我々としてはこのように出されても何をもとにしてどう判断していいのかわかりません。結局は今のように時間をかけていろいろと質疑しないとわからない。本来は今議論があった話くらいは資料を出してもらわないと議論になりません。我々は何を基準にしてこの会社が適当であるかという判断ができません。結局は実態はわかっても、適切か否かの判断をする基準がありません。この会社に決まりましたという経過報告をしているのか何なのかわかりません。そういう意味では出し方そのものを疑問に感じていますが、その辺についてはどのように考えていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 候補を選定したということですので、決定は議会の議決を得てということです。そういう意味では指定管理者を受ける候補についての概要、点数配置などはしっかり出すべきだと思います。資料の出し方については総務部にも伝えて検討していきたいと思います。

○玉城義和委員 具体的に会社を教えてくれと言ってもA社、B社、C社でプライバシーがあるということです。応募するということはプライバシーは超えているし、公になっているわけですから、何社の応募があつてどういった経過でどのようになったかということくらいは添付資料で出してもらわないと審査できません。我々としては管理者制度がいいかどうかという議論しかありません。候補について適当か否かの判断ができません。そういう意味では非常に不十分な対応といえますか、当局と県議会の関係が非常に不十分だと思います。県全体としてあり方を議論をしていただきたいと思います。

○比嘉俊昭農林水産部長 今委員からお話があつたことについては全体的な指定管理者制度を応募した場合に各部局とも同じような提出の仕方になると思いますので、総務部と調整していきたいと思います。

○玉城義和委員 県民の森については今回も北部森林組合は応募はありましたか。

○比嘉俊昭農林水産部長 沖縄県緑化種苗協同組合、沖縄北部森林組合、合同会社エイト、沖縄熱帯植物管理株式会社、沖縄管財株式会社の5団体から応募がありました。

○玉城義和委員 前2期にわたって指定管理者だったところも応募があったということですね。例えば3年間の実績といいますか、契約をして指定管理者になって、当初の県との話し合いあるいは指定したときの条件等に照らし合わせて、3年間の実績がどうであったかという点検はされていますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 今の御質問は効果の確認ということによいでしょうか。

○玉城義和委員 要するに指定管理者に指定する場合に幾つかの評価点があるわけですよね。この評価点が実際に3年間たってどうであったかということです。実際にされているかということです。そういった点検をしていますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 指定管理者の評価については毎年モニタリングを実施をしています。また3カ月ごとの業務報告、毎月の月報を通して内容を確認し指導しています。また更新に当たっては指定管理者制度の効果を確認する意味で公園の利用者数の増減、コストの縮減の額、自主事業のサービスによる向上などについて確認して指定管理者の更新に当たっています。

○玉城義和委員 例えばA社が3年間指定管理者をやったとすると、A社との契約当初に県が出した要望等を含めてこれがうまくできているかということは、公表されていますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 指定管理者の運営状況については包括外部監査の中で内容を確認し、毎年結果について報告をされています。内容については毎年チェック項目が若干変わることはありますが、基本的に内容の審査項目についても適宜確認がされています。

○玉城義和委員　これが合格点であるか否かはどこかで評価していますか。

○謝名堂聡森林緑地課長　包括外部監査の評価については毎年広報等で監査の内容も含めて公表をしております。附則等で指摘がある場合にもその内容が報告がされて、その対応についても県のほうから報告をしています。

○玉城義和委員　9年目に入るわけですが、予算の額はこれまではどのようになっていますか。

○謝名堂聡森林緑地課長　指定管理制度の導入前に比べまして、第1回の導入後700万円の額で変更してございますが、それ以降については240万円、今回は26万円の減ということです。

○玉城義和委員　総額について教えてください。

○謝名堂聡森林緑地課長　第1回の指定管理額が2441万8000円、第2回が2200万円ということで、241万8000円の減になっています。今回は2174万円ということで、26万円、約1.2%の縮減です。

○玉城義和委員　これは年間ですよ。3年間はかわりませんか。毎回減っていますが、これは実際問題としてどこにしわ寄せが行っていますか。予算が減少していることについてどのような対応をしていますか。第1回目が2441万8000円、第2回が2200万円で約300万円近く減少しています。年間300万円減ることは大変だと思いますが、そのしわ寄せはどこにありますか。

○謝名堂聡森林緑地課長　指定管理者制度については民間の活力を利用して、行政サービスの向上に努めるということです。一方では民間独自の自主事業の展開も制度化しております。自主事業で得た収益はそのまま指定管理者の収益になります。指定管理料を設定するに当たってはこれまでの自主事業の収益も勘案しております。先ほど申し上げましたように、直接人件費にしわ寄せが来ているかということについては、特に人件費に変動はありません。

○玉城義和委員　県民の森の場合は自主事業はどういったことをやっていますか。またどれくらいの利益がありますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 県民の森での収益は平成22年度は施設利用等でパークゴルフ場、キャンプ場、自転車、グラススキーなどの使用料で約333万7000円の収益があります。また自主事業ということで、クラフト教室や森林ウォークラリーで約3万7000円の収益があります。それから自動販売機、公衆電話の使用料で約35万円ということで合計370万円近くの収益があります。

○玉城義和委員 毎年このくらいありますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 毎年この額に近い状況であります。

○玉城義和委員 そうなると収益があるほど指定管理料は減らしていくということですね。これは非常に危険な経営といいますか、これは県がやることにしてはいかにも頼りなく感じます。そういう意味では必ずしわ寄せがありますので、余り批判のないようにしなくてはいけないと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第25号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第26号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの乙第26号議案について、農林水産部長の説明を求めます。

比嘉俊昭農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 それでは議案書その2の76ページをごらんください。76ページの乙第26号議案について、御説明いたします。

本議案は、沖縄県平和創造の森公園の指定管理者を指定するために、議会の議決を求めるものであります。指定管理者の選定に当たっては、公募を行い沖縄県県民の森及び沖縄県平和創造の森公園に係る指定管理者制度運用委員会の審議を経て、候補者の選定を行いました。その結果、沖縄県森林組合連合会が指定管理者の候補者となっております。

以上が本件の概要でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより第26号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 平和創造の森公園には今まで何名の職員がいて、そのうち正規職員と非正規職員は何名ですか。

○謝名堂聡森林緑地課長 平和創造の森公園の職員は9名です。そのうち2名が正規職員で、7名が非正規職員です。

○渡久地修委員 この指定管理者はかわりますよね。雇用の継続はどのようになりますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 今回新たな指定管理者にかわりませんが、継続雇用について確認をしております。

○渡久地修委員 非正規職員の契約期間はどれくらいですか。

○謝名堂聡森林緑地課長 雇用期間は約1年間です。勤続年数でいいますと5年未満が2名、5年以上が5名となっています。最長は約11年間の継続です。

○渡久地修委員 県民の森は半年更新、平和創造の森公園は1年更新です。同じ農林水産部が所管しているがこの違いはどこに原因があるのでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 それぞれの会社の方針でこのようになっているようです。いずれにしても県としてはできるだけ同じような形で雇用ができないかと申し入れをしたいと思います。

○渡久地修委員 一方は半年契約、一方は1年契約です。同じ農林水産部が出す指定管理者であるのになぜ条件が違いますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 予算はこちらのほうでやりますが、雇用形態につい

では個々の指定管理者の中で取り決めていまして、県としてはそこまで立ち入っていません。

○渡久地修委員 1年契約にしますと通常は期末手当なども発生しますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 具体的に申し上げられませんが、県の非常勤職員については半年更新で1年間雇用している状況です。

○渡久地修委員 私が理解している範囲では、1年間雇用になると手当の発生があると思います。ですから同じ農林水産部が指定管理を出しているが今の制度では雇用形態にまで関与ができないということですよね。そうであれば、皆さんは選定の際に点数をつけると思いますが、雇用形態についても審査対象にすると今ここで明確にしてください。

○比嘉俊昭農林水産部長 これは全体的な話になりますので、総務部とも相談しながら検討させていただきたいと思います。

○渡久地修委員 農林水産部が出す指定管理者については、皆さんに権限がありますよね。ですから雇用形態についても審査対象にするということ、農林水産部長が決意したらいいということです。正規職員にするか否かということになると全体的な問題だと思いますが、審査対象については農林水産部に権限があると思います。一方は半年契約、一方は1年契約と違いがあるのは審査対象になっていないからだだと思います。ですから次回からは審査対象にさせていただきたいと思います。

○比嘉俊昭農林水産部長 次回の公募の際には雇用形態について審査対象にするよう検討したいと思います。

○渡久地修委員 もう一度今回の指定管理者はどこでしたか。

○比嘉俊昭農林水産部長 沖縄県森林組合連合会です。

○渡久地修委員 前回、3年前の11月定例会の経済労働委員会で平和創造の森公園の指定管理者について、いろいろと指摘があって否決されましたよね。この理由は何でしたか。

○比嘉俊昭農林水産部長 3年前の沖縄県森林組合連合会が指定管理者にならなかった理由としては、1点目に経営が赤字であったこと、2点目は一番点数はよかったが50%に満たなかったということで、指定管理者から外れたということです。

○渡久地修委員 外れたのではなくて、皆さんが選定して県議会に出したが否決されたということですよね。

○比嘉俊昭農林水産部長 指定管理者として委員会での議決を得られなかったということです。

○渡久地修委員 今回また同じところが選定されましたが、前回指摘された懸念事項は解決していますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 点数についても70点を超えていますし、経営についても赤字は解消されています。

○渡久地修委員 前回とったところとどれくらいの開きがありますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 1位が沖縄県森林組合連合会が73点、沖縄県緑化種苗協同組合が64点です。

○渡久地修委員 前回のこともあるので、今回受けた沖縄県森林組合連合会は指定管理をやるからには前回の指摘も踏まえて一生懸命に取り組んでいただかないといけないと思います。3年たった後に評価が悪かったら目も当てられないが、その辺はどうでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 委員の御指摘があった点についてはしっかりと指導していきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
中川京貴委員。

○中川京貴委員 今渡久地委員からも指摘があったように、各部局によって点

数制度が違いますよね。指定管理をさせる場合に、雇用対策の点数が例えば50点、20点とあって、総合評価式で最終的には指定管理者を選定すると思いますが、それはやはり指定管理させる側に農林水産部長の権限でできませんか。

○比嘉俊昭農林水産部長 それは公募にあたって、選定委員会を設定します。選定委員会の中で今置かれている状況に対して、今回はこういったテーマを重点的にやるかということと、県議会からの要望等も選定の中で配点を考える必要があるのではないかとということを選定委員会に提案をして、了承されるのであればそれは可能だと思います。

○中川京貴委員 その選定委員は農林水産部で決めますか。どこが権限を持っていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 農林水産部で決めます。

○中川京貴委員 各部局によって選定委員の業務が違いますよね。そういう意味では選定委員の選考はどれくらいで決まりますか。1日で決めますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 委員の選定については、運用基準に基づいて各分野、それぞれ4つの分野から選ぶことになっています。学識経験者、公園の施設管理に精通している方、利用団体の方、経済に精通している方などから選びます。今回は4つの分野から大学教授初め選びました。今回の審査に当たっては事前審査ということで、現地視察をしております。それから公募に当たって予備審査ということで1次審査を県のほうで公募内容に達しているかの審査をしております。面接と書類審査を1日やりましてその中で議論し、議論ができない場合は継続して追加をすることもあります。今回は面接と書類審査でおおむね決定しております。

○中川京貴委員 決定する場合は4名全員がそろわなければ決定権はないですか。

○謝名堂聡森林緑地課長 基本的には過半数です。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 以前に否決されたときに経営状態が厳しいことが原因だったようですが、その当時のどれくらい赤字であったのか、また現在はどれくらい改善されていますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 第2回目の指定管理を受けたときに、経常利益で約1600万円の赤字がありました。平成22年度は経常利益で700万円の黒字を出しています。主に赤字の原因が木材の加工施設の運営でしたが、今回は加工施設を処分をして黒字の経常利益を上げているということです。

○辻野ヒロ子委員 今回3団体の公募の中から選定されたわけですが、特にどういったところが評価されましたか。

○謝名堂聡森林緑地課長 特に公園の活性化、維持管理面において非常にすぐれているということで評価がされています。特に自主事業の数が断トツに多かったということが一番評価された点だと認識しております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第26号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第50号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について審査を行います。

ただいまの乙第50号議案について、農林水産部長の説明を求めます。

比嘉俊昭農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 それでは、議案書の104ページをごらんください。乙第50号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について、その概要を御説明いたします。

県営土地改良事業は、貯水池、用排水路等の新設又は改修、区画整理、農地保全など、農業生産に係る基盤的な整備を行っております。今回の議案に係る74地区分の事業費は、102億3683万4000円で、そのうち徴収することとなる市町村負担金の総額は、6億667万9485円となっており、名護市ほか17市町村の

同意も得ております。当該負担金の徴収は、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上が本件の概要でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

審査に入る前に、財源内訳について農地水利課長より説明させていただきます。

**○前田幹男農地水利課長** お手元に平成23年度県営土地改良事業等における財源内訳表があります。1枚目の左から事業名、市町村、地区名、事業費、その財源内訳になっています。土地改良事業には4つの事業があります。県営かんがい排水事業、これは畑地かんがいを中心に事業を展開しています。合計39地区、54億5877万5000円。その内訳として国庫が43億6702万円、県費が8億1654万5125円、負担金、これが今回議決をお願いするものです。これは2億4293万9625円、分担金、これは地元の農家の受益者が負担するもので3227万250円です。次に経営体育成基盤整備事業が2地区あり、事業費で2億4490万円です。内訳として、国庫が1億8367万5000円、県費が4048万500円、負担金が1549万5000円、地元の分担金が532万1500円です。次に県営畑地帯総合事業、これは区画整理とあわせて畑地かんがい等を総合的に整備できる事業で、合計で21地区、41億1207万1000円です。内訳として国庫が30億8405万3000円、県費が6億6401万545円、負担金が3億2414万7460円、分担金が3985万9995円です。次に県営農地保全事業、これは主に防風林関係の事業をやっています。12地区ありまして、事業費が4億2188万円。内訳として国庫が3億3687万円、県費が5945万9100円、負担金が2409万1400円、分担金が66万1500円です。土地改良の総合計が74地区あり、102億3683万4000円です。内訳として国庫が79億7161万8000円、県費が15億8042万3270円、負担金が6億667万9485円、分担金が7811万3245円になっています。

**○玉城ノブ子委員長** 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第50号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

中川京貴委員。

**○中川京貴委員** 土地改良事業の74地区トータルを見ていますが、トータルで

答えていただきたいと思います。これだけ国庫も入れて、県単も入れて土地改良をしています、そのあとに遊休地がありますが、これは何%くらいありますか。

○前田幹男農地水利課長 土地改良をしたところの圃場整備のところでは大体1%台で、1.数%台の耕作放棄地になっています。県全体としては7%台の数字であったと記憶しております。

○中川京貴委員 なぜこの質問をするかといいますと、これは県単費で15億円ですよ、国庫補助金で79億円でトータルで100億円を超していると思います。県単費で15億円も投資して遊休地がないように県としての指導があつてしかるべきだと思いますが、そういった努力はされていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今遊休地対策事業をやっています、たしか平成25年には300ヘクタールの土地改良をしたところを再利用するという事業をしています。各地区、市町村単位に耕作放棄地の対策協議会を立ち上げて、県も市町村も農業委員会などで再利用ということできっかりとやっています。平成25年度には300ヘクタールは改善しようということ考えています。

○中川京貴委員 地主、市町村も含めて負担金、分担金がありますよね。市町村がやる分と個人負担もあると思いますが、説明が行き届いていなくてトラブルはありませんか。

○前田幹男農地水利課長 今のところは地元と市町村がトラブルがあつたということは聞いておりません。分担金については分担金徴収条例で徴収することで、市町村経由で徴収することになっています。県には市町村から一括して納入してもらっているので、市町村と地元から一部徴収できていない部分もあるかと思いますが、特に大きな支障になっているとは聞いておりません。

○中川京貴委員 土地改良をするに当たってはいろいろと山があつたりして、農地ができないところを改良して農地として活用するという大きな目的があります。場所によっても変わるとは思いますが、坪単価3万円からどれくらいかけて土地改良をやっていますか。

○前田幹男農地水利課長 圃場整備については大体反あたり200から300万円、

平均して250万円くらいの工事単価になっています。。300坪で平均250万円です。

○中川京貴委員　ちなみに土地改良された地域はそれから農業指定地域になるわけですね。それが解除されるのは10年ですか、15年ですか、

○比嘉俊昭農林水産部長　8年が目安です。

○中川京貴委員　確かに8年という基準があるようですが、これだけ国が予算を投資したということで、地元から農地の活用のやり方によってはまちづくりや事業をするに当たって、なかなか県がその了解を出してくれないということがあります。本当に8年間で用途変更したことはありますか。

○比嘉俊昭農林水産部長　今知る限りはありません。恐らく土地改良するところは集团的に優良農地ということになると思いますので、今までのところは8年で解除したということはないようです。

○中川京貴委員　あくまでも今の説明では8年ということですが、実際に土地改良して用途変更、土地改良以外に使用されるに当たって県で一番短かったのは何年ですか。

○大城健農政経済課長　データを持ち合わせていないので、後で調べてみます。普通は優良農地として存在しているので、8年では転用はなかなかできません。ただし優良田園住宅建設促進法を導入した場合、各市町村のほうで導入しますが、そういったことを導入しますと特別に例外規定として転用することはできます。

○中川京貴委員　各市町村から我が町はこうあるべきだということで、もちろん10年前に土地改良に協力しながら県と一緒に国の事業、農地整備をしたはずですが、また自治体の道路ができて、市町村からそういった要望があった場合にはなかなか県が解除しないということが聞こえますが、そういった要望は何件かあったと思います。

○大城健農政経済課長　これについても今資料を持ち合わせていませんので、調べたいと思います。400ヘクタールを超した場合は農林水産大臣転用案件に

なります。そうしますと国の許可も必要になりまして、県がいいとしても国が許可しないという案件もあります。

○中川京貴委員 この質問をなぜしているかわかりますか。市町村、地元から土地の有効活用があればその決定権は県にあります。4ヘクタール以上は国の決定権と言っていましたが、市町村の農業委員会はそういった地元からの声があったら農業委員会は答申であって、決定権はなくすべて知事の許可のもとで用途変更がされると思います。そのときに県は地元から上げなさいということで、地元の農業委員会に諮って、地元の農業委員会の決定のもと、またその町長、村長からも要望書を出されてもなかなか県が農地の解除をしないということが多々ありますが、それはなぜですか。

○大城健農政経済課長 農地法に基づいて許可しているということがあります。立地基準などがありまして、それに基づいて許可をしています。その前に諮問機関として農業会議があって、県の諮問機関にもかけてやっています。やはり農地法に基づいてやっていますので、許可されないケースも出てくる可能性はあります。

○中川京貴委員 その基準は何ですか。

○大城健農政経済課長 詳細については資料を持ち合わせていません。1種、2種、3種がありまして、1種の場合には基本的に難しいというような区分けがあります。

○中川京貴委員 今本土では国の法律の中でも、農地であってもその中に農業をする目的の中で住宅をつくるなど。例えば100坪の土地に50坪の農業をするのであれば50坪の家を建てられるという農地法があると思いますが、これは理解されていますか。

○大城健農政経済課長 農地法の中でも特例になると思います。事例として見た覚えがあります。

○中川京貴委員 そういった意味ではやはり土地改良していても、先ほど農林水産部長からも答弁がありましたように基本的には8年で枠が外れますと。実際、県が土地改良する前に農家の方に8年たったら自由に使えますという説明

がされていることがあります。農地転用が可能ですという説明を受けて土地改良をしたケースもあります。しかし10年たってもなかなか自分の土地として活用できないという話を聞いたことはありませんか。

○比嘉俊昭農林水産部長 土地改良をする場合は優良農地でそこに投資もされていますし、目安としては8年です。しかし状況によると思います。例えば先ほど申し上げました田園空間のように特別につくったとしても、別の法律があって別の法律でこうしたい場合はいろいろ市町村が手続を踏めばそのようにできる。ただものによっては優良農地もいろいろケースがあると思います。そういう意味では委員のおっしゃるように、つくったけどもここは別の利用をしたいという話しはあります。

○中川京貴委員 先ほど遊休地が残っていますということで、それを活用した新たな知恵を出して。例えば今沖縄県にない事業で本土にいい事業があれば取り入れるくらいの農地の活用をしていただきたいと思います。これについて考え方を聞かせてください。

○比嘉俊昭農林水産部長 基本的は土地改良をしたところは、再利用することが基本だと思います。そういう意味では今回の耕作放棄地再生利用という事業もやって、各市町村ごとに今まで耕作していないところにさとうきびを植えたり、ほかの作物を植える取り組みもしています。そういう意味ではどういった要望かわかりませんが、農業的利用ということであればそれは検討できると考えています。

○中川京貴委員 先日経済労働委員会でその視察をしたことがあります。向こうも街がコテージをつかって農業をする施設ということで、このように農地が活用されている場所も視察しましたので、あのような活用が沖縄県でもできたらということをお願いします。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 地域ごとに圃場整備等を含めて、地域ごとに事業量のむらがある。平成22年度の実績を見ても繰越事業等が非常に大きい地域があったと思います。そういう面では事業の集中する地域に対して、今定数みたいなもの

で張りついて職員の応援ができない状況にあつて、建前上は繰り越しに理由がついていますが、実態として機動力のない組織を構築していて発注、もしくは検査等を含めて繰り越しが多いが、それに関して今後現場の実態を反映したような発注体制をとれませんか。

○比嘉俊昭農林水産部長 きよねん、一昨年から経済対策で補正が続いて、なかなか4月から予算が使えなくて補正が続いた形になって発注が少しおけている状況があります。それから委員からの指摘がありますように、地域によっては相当程度事業がありまして、それに対してしっかりと対応できないのではないかという意見もありますので、農林水産部としてはこれは総務部との調整にもなると思いますので、一つの方法として、例えばプロジェクトだったらプロジェクトが集中しているところに張りつける手法や、一定程度は固定化しない手法もあるのかと考えています。そこは総務部に提案をしてあるところは集中的に、終わったら別に移すというそういった仕組みも必要だと思いますので、そこは調整をしていきたいと思います。

○座喜味一幸委員 今回は補正が結構ついていまして、宮古島について重点的に話しますと、事業量が結構あります。そうしますと今回も5億円近く宮古島は受けないといけないと思います。そうしますと離島の定数の中に新しい職員がいて、技術職の中にも事務職の人も当てはまると思います。そうしますと結局のところ適正な予算の執行といいますか、繰り越しをしてしまいます。場合によっては現場とすり合わない工事が出てしまうし、繰り越しが出ると二重手間になるということで、相当現場では、受注者、農家に対して予算執行の面で問題が出ているという把握はしていますか、それについてどのように解決しますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 農林水産部は欠員が20名を超えています、特に技術者です。そういう意味では大学との連携で採用をできるような仕組みの検討と、大学だけでは難しいので、例えば農業高校、工業高校からの採用もできないかという申し入れをしています。そういう意味では人員をしっかりと確保することが必要だと考えています。人員確保の面からなかなかスムーズにいかない部分があると思います。そこは各事業所と勉強会をしながら体制をどう強化してスムーズにできるか調整しています。今委員からのお話については各セクションからも話がありますので、そこはしっかりと調整しながら対応していきたいと思います。

○座喜味一幸委員 この件はトータルとしての今後一括交付金を受けたときの、予算執行、仕事の掘り起こし方などを含めると、余りにも急激に技師が少なくなっていて対応できなくなっている。ましてや離島の現場にいくと、ほとんど現場との意思疎通ができなくてペーパー設計になっているという問題があります。急場しのぎとしての組織の動かし方については速やかにやらなくてはいけないと思います。また予算を見ますと、地元市町村負担がありまして、土地改良事業というものは農家の経済効果を上げる基盤をつくる反面ではやはり地域経済に対する影響が大きいです。そういう意味では地元の負担金を伴う、ましてや畑や現場は非常に細かい仕事があるので、現地に精通した企業を使っていくようにしていかないといけないと思います。それが最近非常に仕事量が減ってきて、競争が激しくなった部分があって。土地改良事業の地元負担のかかる事業に関しては地元を優先して使うということにおいてぜひ実行していただきたいと思います。また現状はどうでしょうか、またこれからの決意をお聞かせください。

○比嘉俊昭農林水産部長 今入札の額も出先機関におろした形で、地域で入札をしてもらうということでやっています。ただ一方で一般競争入札になったものですから、そういう意味では地域によっては厳しいところも出てくる状況があります。ただ委員のおっしゃるように、地元の農家が負担をして地元のものをつくるということで、そこで農業をするわけですから、そういう意味ではいろいろと検討していますが、できるだけ地元が工事できるように農林水産部として対応を検討したいと思います。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

午後 時 分 休憩

午後 時 分 再開

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 分担金というものは農家負担ということですが、先ほど説明

いただいた資料を見ますと1円もないところがありますが、この違いは何でしょうか。

○前田幹男農地水利課長 圃場整備やあるいは基幹的な工種、例えば道路や公共性の高いものについては市町村が全部持って、農家負担を持たさない部分があります。例えば排水路、パイプラインでも基幹的なパイプラインなど。圃場整備でも末端の圃場、畑地かんがい一畑かんでは末端の畑かんについては農家から負担をしていただいていることでもあります。そういった基幹的な部分については市町村が全部負担をしており、それで工種によってゼロになっているものがあります。

○渡久地修委員 ではこの表から見るとゼロのものはいわゆる私有地、個人の畑はさわらなくて、基幹的なもので負担があるものは個人の畑や圃場も全部さわってやるということで理解してよいですか。

○前田幹男農地水利課長 そのとおりです。

○渡久地修委員 土地改良事業をやったところの耕作放棄地は1%と言っていました。この面積と人数を教えてください。

○前田幹男農地水利課長 土地改良をしたところで耕作放棄地の面積が330.6ヘクタールあります。その率は1.8%になります。関係農家数については今の調査段階では調べていません。ただ筆数については全体はありませんが、一番名護市が耕作放棄地面積が80ヘクタールほどありますが、筆数が695という調査データがあります。

○渡久地修委員 耕作放棄地が695筆あるということは、1筆1人と考えられますか。

○前田幹男農地水利課長 一概には1人とはカウントはできません。1人で2筆、3筆持ったりする場合もありますので。平均的に名護市の耕作放棄地の80ヘクタールを割ると大体1反少し持っているということになります。

○渡久地修委員 いずれにしてもかなりの数になりますか。

○前田幹男農地水利課長 地域によってアンバランスがあって、宮古島、南北大東島は非常に少ないです。またヤンバルあたりは耕作放棄地は多いです。また中部も資産意識が高くて、若干耕作放棄地が多いです。

○渡久地修委員 この耕作放棄地に至った原因は何でしょうか。

○前田幹男農地水利課長 本人が死亡したりまたは高齢化、中部では資産価値を目的に放棄地に行っていることがあったり、不在地主が多いことが原因だと考えています。

○渡久地修委員 この改良事業をやったけれども、農協からお金を借りたら結局返せなくて競売にかけられて畑をやめる人がいます。この分担金が重たくて、この借金でやめたという人はいますか。

○前田幹男農地水利課長 我々が把握している段階では土地改良をしてその分担金が重たくて経営を放棄した案件は把握していません。

○渡久地修委員 いずれにしてもこの耕作放棄をした人の人数を調べていただきたいと思います。それからその理由についても我々としても調査してみたいと思いますが、その辺についてはいかがですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 原因をつかんで解決をする必要があるので、そういう意味では把握をしたいと思います。

○渡久地修委員 いわゆるこの分担金、あるいはビニールハウスを建てるために農協から借金をして、この借金の取り立てで競売にかけられて余りにもひどいという訴えが来ているので、きちんと農業協同組合法に基づいてその辺の指導をきちんとやっていただきたいと思います。

○比嘉俊昭農林水産部長 先日前話があった件は早速JAにそういった話があるということで、しっかりと調査をしてほしいと要望をしております。

○渡久地修委員 私たちは農業協同組合法に基づいて県の権限でぜひやっていただきたいと思います。77地区の工事の発注ですが、県の大きな公共工事の発注方針は地元企業優先、分離分割発注が大きな柱だと思いますが、先ほどから

話を聞いているとそうっていないところがありますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 地元が負担金も払っていますので、基本的には地元発注が優先です。1億5000万円以下についてはそれぞれ北部は北部、宮古島は宮古島でやっています。ただ1億5000万円以上であれば全県的な対象になりますが、県外から入札に参加したということではありません。

○渡久地修委員 農林水産部長の言う地元は、例えばこの資料に名護市、伊平屋村とありますが、市町村ということですか、沖縄県ということですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 2通りありまして、1億5000万円以下は例えば宮古島の事務所で発注ができ、入札もされます。そうしますと当然地元地域から入ります。しかし1億5000万円以上になると沖縄全県の入札資格があるということです。我々としてはできるだけ分離分割をやって、できるだけ地元ができるようにと考えています。

○渡久地修委員 例えば宮古島で3億円超えるものがありますが、これは3億円を一括発注しますか。それとも3つ、4つに分けたりしませんか。

○比嘉俊昭農林水産部長 分割発注で対応しています。

○渡久地修委員 ぜひ地元企業優先、分離分割発注でやっていただきたいと思っています。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第50号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第51号議案県営水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について審査を行います。

ただいまの乙第51号議案について、農林水産部長の説明を求めます。

比嘉俊昭農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 議案書の110ページをごらんください。乙第51号議案県営水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について、その概要を御説明いたします。県営水質保全対策事業は、農地及びその周辺の土地の土壌流出を防止するため、圃場の勾配抑制、土層改良、法面保護などを行い農村地域の環境保全を図っております。今回の議案は、久米島町第3地区及び竹富町小浜地区の2地区で、事業費の総額は6000万円で、そのうち、徴収することとなる負担金の総額は600万円となっており、久米島町及び竹富町から同意も得ております。県営水質保全対策事業は、土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施することから、当該負担金の徴収は、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上が本件の概要でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第51号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 簡単に言えば沖縄県赤土等流出防止条例に基づく事業ですか。

○玉城貢農漁村基盤統括監 これは沖縄県赤土等流出防止条例に基づくものではありません。沖縄県赤土等流出防止条例の場合は1000平米以上の公共工事を行う場合に沖縄県赤土等流出防止条例に基づいて赤土土砂が流れないようにします。この事業については農地からの土砂の流出を防ぐための事業です。

○渡久地修委員 具体的な事業内容ですが、ため池ですか、それとも周囲に草木を植えたり、どういった事業ですか。

○玉城貢農漁村基盤統括監 基本的には沈砂地、土砂が流末に流れてきますので、それをとめるとか、グリーンベルト、あるいは勾配を抑制して緩やかにして赤土が流れないようにする事業です。

○渡久地修委員　こちらは何をしますか。

○玉城貢農漁村基盤統括監　そういった沈砂地や勾配を修正したり、グリーンベルトを敷いたりする事業です。

○玉城ノブ子委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○玉城ノブ子委員長　質疑なしと認めます。

よって、乙第51号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第52号議案県営通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について審査を行います。

ただいまの乙第52号議案について、農林水産部長の説明を求めます。

比嘉俊昭林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長　111ページの乙第52号議案県営通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について、その概要を御説明いたします。県営通作条件整備事業は、農村地域の農道の保全などを行う事業であります。今回の議案に係る事業費は5592万円で、そのうち徴収することとなるうるま市の負担金の額は419万4000円となっており、市の同意も得ております。当該負担金の徴収は、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上が本件の概要でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長　農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第52号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員　県営事業が入っていますが、土地改良法に基づく事業、しかも県営あるは団体とあります。今度の一括交付金の中で概算要求は既に上がっていると思いますが、この農業基盤整備のこれまでやっていた公共事業費に

相当する分、あるいは非公共事業費に相当する分は今度の一括交付金の中ではどのような形で概算要求の骨組みとして上がっていますか。

**○比嘉俊昭農林水産部長** 今まで土地改良事業関係については、一括計上でやっている部分と全国プールの予算があります。特に基幹的なものについては一括計上の中で予算化されています。そうでない戦略交付金などがありますが、この辺は通常の交付金と。ただどういった形で仕分けになるのか農林水産省のほうでも、場合によっては各省計上または一括交付金を持っていくという話もあるので、その辺は今月の内示を見てみないとわからない部分があります。いずれにしても主には一括計上の予算です。

**○座喜味一幸委員** これは非常に大事な話だと思います。全国プールでの地域戦略交付金という上がり方をしていく場合には、今特にソフトに近いような小さい事業、要するに市町村や団体の事業の場合、あるいはハウスなどをつくるような事業の仕分けの仕方が丁寧に整理されていないと、一括でどんぶりで取ってそれを市町村などにどのような金の出し方をするのか。県営は県としての内閣府一括計上分の中で明確になる分と、トータルとしての地域戦略交付金みたいな形でそういった事業がはめられようとするときに、これを今のうちにしっかりと骨組をつくっていなければなりません。読めない、見えないとこれからの協議だというものだから、これまでの事業量が確保できるのか、本当に使い勝手がいい事業になるのかが見えないので、担当部としてその辺の具体的な課題等について教えてください。

**○比嘉俊昭農林水産部長** 市町村が一番心配していることは、今まで国、県で8割、9割補助をやっていたものが、一括交付金になることによって例えば7割とか、6割くらいの補助になることです。農林水産部としては今までと同じ補助率はしっかりと確保していくと。そうでなければ市町村の負担がふえる形になるので、そこはしっかりと押さえることが1つです。それから事業計画はいわゆる土地改良については3年ないし5年計画ですので、そういう意味では予算がきたときには、事業計画に沿って張りつけをして、さらに補助率も従来どおりの補助率の形で最低でも確保して事業を執行していくという考え方で

**○座喜味一幸委員** 今のこの話はもっぱらもっともらしく聞こえます。具体的な作業となったときに、これが例えばA事業だったら国の補助率が80%、県は

何%ですと県条例の中で県の持ち分、地元の持ち分、市町村は市町村で条例で決めるのかというものがあって、土地改良に基づいて、条例に基づいたルールがありますが、これが一括交付金となった場合に高率補助の担保、あるいは市町村分、沖縄本島分と離島の割増分等の根拠はどういった形で一括交付金になっていくのかということをしかりと研究してベースとして持っていないと、なし崩しになるのではないかと思います。例えば全国プールで、ソフト事業に近いようなフォロー事業を全国の一括交付金で今度8000億円で、例えば沖縄県は400億円もらったとします。その400億円を市町村への配分しようとしたとき、あるいは離島の割り増し分をどうするかとなった場合、今までだったら沖縄県でできたのが、内閣府の一括計上になったときにはだれがどのように離島の割り増し分や高率補助を担保するのか、その辺はどのように考えていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 これについては総務部と基本的には今の仕組み、補助率の問題が一番大きいと思いますので、そこはしっかりと担保してほしいという話をしています。事業執行についても計画をきちんと出していますので、それに沿った形で予算をつけてほしいと。といいますのは、平成23年度から平成24年は続いているので、途中で切られたら事業完了がおくれますので、そういう意味では事業計画がしっかりしたものについてまず優先的にやります。補助事業も市町村の負担がふえないようにということは今調整をしています。

○座喜味一幸委員 これは例えば県を通らずに内閣府で市町村分の事業等が一括計上されている、そして地元の現実的なニーズや熱意、緊急性、必要性が県を超えて、国で一括計上されることはルールがないと非常に厳しいと思います。今後この辺についてどうするのかという懸念があります。今後の研究課題として、しっかりとルールを持っていないとトータルして気がついたら執行がやりにくい、あるいは地元と予算がかけ離れていたという現象が起きないかということ懸念していますので、しっかりと研究して今以上に予算が確保できるように希望します。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第52号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、農林水産部関係の陳情平成21年第129号外13件の審査を行います。

ただいまの陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

比嘉俊昭農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 ただいまから陳情案件について、処理概要を御説明いたします。

目次をお開きください。

今委員会に付託されております陳情案件は、継続11件、新規3件でございます。それでは、陳情14件について御説明いたします。なお、継続陳情10件につきましては、前議会で説明した処理方針と同様の内容となっておりますので説明を省略させていただきます。

それでは、お手元の陳情処理概要書の10ページをお開きください。

継続案件の陳情第54号につきましては、その内容に一部変更が生じたので、時点修正を行っております。10ページ目の下から6行目・7行目のアンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所でございます。その部分について説明いたします。前回、任意であることを説明している事業者が「32事業者から37事業者」また前回、美ら海連絡協議会のホームページにリンクすることで対応している事業者が「17事業者から12事業者」となっており少しずつ改善が見られております。

次に、新規陳情について御説明いたします。

22ページをお開きください。

陳情番号第182号、陳情区分新規、件名さとうきび価格・政策確立に関する陳情、陳情者沖縄県さとうきび対策本部部長小那覇安優であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

さとうきびは、本県農業の基幹作物であり、台風や干ばつ等の自然条件下にあって他作物への代替が困難な地域で生産されていることや、製糖を通して雇用機会を確保するなど、農家経済はもとより地域経済を支える重要な作物であります。このため、県としては、さとうきび生産者が意欲を持って生産に取り組み、甘しや糖企業の経営安定が図られるよう平成23年11月28日に、農業団体等と連携し、国等に要請を行っております。要請の内容については、①TPPについては、国民的合意を得るなど慎重な対応を行うとともに、農家が安心して生産に取り組めるよう万全の対策を講ずること。②糖価調整制度の堅持と財

源を確保すること。③甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金については、生産者及び甘しや糖企業の経営安定が図られるよう確保するとともに、農家手取り額については再生産が可能となるよう確保すること。④沖縄糖業振興対策に必要な予算枠を確保するとともに、含みつ糖企業の経営安定が図られるよう、分みつ糖地域と同様な制度支援策を講ずること。⑤さとうきびの生産振興対策のため、土地基盤整備等の促進、ハーベスターの導入等に必要な強い農業づくり交付金等の予算枠の確保及び試験研究の充実・強化のための予算を確保すること。⑥新たなさとうきび増産対策事業を創設し、必要な財源を確保すること。⑦畑作物共済の充実・強化など、となっております。今後とも、県議会、農業団体等の関係機関と連携しながら、国に対し、要請してまいります。

続きまして、陳情処理概要書の25ページをお開きください。

陳情番号第185号、陳情区分新規、件名新川河川における赤土対策に関する陳情、陳情者八重山産業ネットワーク会議議長石垣市商工会長宮城隆であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

石垣市新川川流域における赤土等流出防止対策については、これまで県営水質保全対策事業新川第2地区等で、約550ヘクタールの流域を対象に、勾配の抑制、グリーンベルト植栽等の発生源対策ならびに沈砂池等の流末対策に取り組んでいるところであります。また平成24年度以降には、県営水質保全対策事業新川第3地区の導入を計画しており、新たに210ヘクタールの流域で発生源対策等を講じる予定となっております。新川川河口については、流域内の農地や市街地等からの赤土の流出等があること、また、河口周辺は石垣漁港区域、河川区域があり、部局間をまたがる対応が必要であります。そのため、県としては、関係部局や石垣市等関係機関と連携し、新川川における赤土等流出防止対策に取り組んでいく考えであります。

続きまして、陳情処理概要書の26ページをお開きください。

陳情番号第192号、陳情区分新規、件名ヤンバルの森における森林皆伐の中止を求める陳情、陳情者NPO法人奥間川流域保護基金理事長伊波義安であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

ヤンバルの森は、貴少な動・植物が生息・生育することから、自然環境の保全は重要であると認識しております。一方、林業は、地域の主要な産業となっており、雇用や定住化に重要な役割を果たすとともに、木材やきのこの林産

物の供給を通して、他産業の振興や県民生活にも寄与しております。このことから、ヤンバルの森については、自然環境の保全と利活用との調和を図る必要があると考えております。国頭村における森林伐採につきましては、国頭村が村有林の収穫のために行っているものでありますが、環境保全の観点から、国頭村及び伐採事業者に対し、収穫伐採方法や保全対策の実施など、適切に対応するよう指導しているところであり、伐採区域の環境調査の実施につきましては、義務付けされていない状況であります。そのため県としては、森林の保全について、保全する区域と林業生産や自然体験活動として利活用する区域等にゾーニングを行うとともに、収穫伐採につきましては、択伐を含めさらなる環境保全対策の実施に向けて、関係機関と連携して検討していきたいと考えております。

以上が、陳情処理概要の説明でございます。

審査のほど、よろしく申し上げます。

**○玉城ノブ子委員長** 農林水産部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

当銘勝雄委員。

**○当銘勝雄委員** 陳情第134号、135号、151号に関連している農地冠水についてお聞きします。これは9月補正をやりましたが、その後何か進めていますか。

**○玉城肇村づくり計画課長** 糸満市南部における真栄平南地区、真壁南地区において抜本的な対策がとれないかということで、今回の補正予算を活用して現在11月30日に第1段として委託コンサルタントに委託契約をしました。その中で処理施設、末端の沈砂地等の規模の拡大について地元の意見を踏まえて、委託の中で検討を行いまして事業化に結びつけていくということで、年度内にこの調査を終わりにして、平成24年度から真栄平南地区の事業着手する予定です。

**○当銘勝雄委員** 陳情第134号に糸満市長から陳情がありますが、農業研究セ

ンターの西側道路の冠水についてお聞きします。農業研究センターをつくって、そこをかさ上げしているという問題があると思いますが、基本的に道路の排水の問題があると思います。これは糸満市道だと思いますが、これは農林水産部ではなく土木建築部が所管だと思いますが、いかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 その地域は市道もあります。また農道も関連しているようでして、そういう意味では糸満市が中心になっています。今発生源としては、もともとそこは水がたまるところで、農業研究センターができてかなり広がって早くなったという経緯があります。まずアプローチの仕方としては農業研究センターでたまった水をポンプ上げをして、できるだけ水がたまらないように、たまったら出すように定期的に水をはき出しています。そういうことをしたら従来は改善されていきました。ただ抜本的には改善されていない状況ですので、そこは農林水産部も農地もありますのでそういう意味では三者で話をして、どういった形でやっていくのかを詰めていきたいと思います。

○当銘勝雄委員 私はあの道をよく通りますが、道路自体が低くてこれでは冠水して、表札もありますよね。これは最初から状態がおかしいです。抜本的に改善すべきだと思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。

○比嘉俊昭農林水産部長 そこは農地もありますので、農林水産部、土木建築部、糸満市と一緒にあって対策を検討したいと思います。

○当銘勝雄委員 先日経済労働委員会で視察をした後にも大雨が降ったので、その後に私は視察にいきました。そのときに真壁地区の南側の冠水についてはもともとはドリーネだけではなくて海へ流れる排水路みたいなものがあったと、土地改良があったので、これが塞がれたという言い方をしていますが、これはどうなのでしょう。

○玉城肇村づくり計画課長 真壁南地区において山手側、南側に傾斜しているような地形があります。当然その地域はサンゴ石灰岩地帯ですのであちらこちらに窪地、ドリーネなどの小規模な穴がありました。土地改良をして整備した後でもその部分については排水路、埋めるような排水路ではなくてそれを活用するような形で排水路を設置しているので、そこを埋めたということではなくて、それがその後に土砂が堆積した状況で穴が埋まったということはあるかもしれないですが、事業の中で埋めたということではありません。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 陳情第185号についてお聞きします。6月議会でも今議会での代表質問でも取り上げましたが、きょうは代表質問で使った写真を委員の皆さん方にも現状を見ていただきたいと思って持ってきましたので、共通認識を持っていただきたいと思います。確かに農林水産部としては経営水質保全対策事業でやっていることを大変評価しております。でもこの写真のように竹富島の手前のほうまで赤土が流れている状況、クルーズ船の航路まで赤土が少しの雨でも線を引いたように青い海と赤土の色がはっきりする状況になります。これは以前から問題でしたが、今回八重山の産業ネットワークということで、商工会、県産連、JA、漁協、観光協会の5つの団体1つになってこの問題を抜本的に、少しずつやってもらちがあかないということで、大きな事業として取り上げていただきたいということで強い要望もあり、今回代表質問もさせていただきました。まずはこの現場を見ていただきたいと思います。今やらないと観光地としても恥ずかしいですし、クルーズ船の航路でもありますし、新川河川は2級河川で特に長いものですからなかなかとめられない状況です。代表質問でも答弁をいただきましたが、再認識をしていただきたいと思いますが、もう一度農林水産部長の見解を再度お伺いします。

○比嘉俊昭農林水産部長 委員の説明のとおり雨が降ると赤土が流れる状況がありますので、やはり対策を緊急にやる必要があると思います。そういう意味で今回、農林水産部、土木建築部、環境生活部に集まっていただき、どういった対策ができるかという話をしています。農林水産部は先ほどの対応とこれからどういった形で、もっとよりよくするためにどうしたらいいかと、平成24年度の事業の中に調査費を組んで検討しようという話しをしています。また土木建築部は堆積があればそこにも検討するという話がありますし、環境生活部については重点地域にまだ指定はされていませんが、重点地域も検討したいという話がありましたので、いずれにしても農林水産部、土木建築部、環境生活部が集まってどういった形の対策をとったほうがいいのかこれから詰めていきたいと思います。

○辻野ヒロ子委員 要請も農林水産部、土木建築部、環境生活部に直接私もネットワークの皆さんとお願いに行ったところです。玉城農漁村基盤統括監も八

重山で勤務なさっていたことがあるので、十重御存じだと思いますので、そういう意味では平成24年度に調査費を組んでいただいて、今やらないと大変な状況になりますので、農漁村基盤統括監は現場を見ていると思いますが考えをお聞かせください。

○玉城貢農漁村基盤統括監 先ほど農林水産部長がおっしゃったように、これは3部局にまたがっていますので、非常に難しいところはありますが、委員のおっしゃるように観光や漁場の汚染につながっていますので、3部局で調整してやりたいと思います。

○辻野ヒロ子委員 いろいろとシミュレーションをして左下のほうはこういった沈砂地をつくったらどうかというイメージをしています。ぜひ地元の3首長とも連携をとりながら3部局で連携しながらしっかりした対策を講じていただくということで、新年度での調査費の計上を含めて再度農林水産部長の決意をお聞かせください。

○比嘉俊昭農林水産部長 委員からぜひ調査費を組んで具体的な対策を検討してはどうかという提案がありましたので、これについてはそれぞれの部局にもしっかりやろうという話をしていますので、その中で今現段階で農林水産部は調査費を検討していますので、各部局とも連携をしながらやりましょうという話をしていきたいと思います。

○辻野ヒロ子委員 ぜひ私の任期中にお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
渡久地修委員。

○渡久地修委員 陳情第182号についてお聞きします。陳情者は①T P P交渉への我が国への正式参加を断念することとありますが、農林水産部の処理方針を見ていると、今までのものから後退しているように思います。T P Pに参加すると沖縄県のさとうきびは全滅するというのがこれまでの県の農林水産部の見解でしたが、その立場は変わりませんか。

○比嘉俊昭農林水産部長 その立場は変わりません。

○渡久地修委員 今まではT P P参加反対というのが県の立場で知事も言っているし、県議会も意見書を上げました。いつからこの慎重な対応に変わったのですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 野田内閣総理大臣が交渉参加表明をしたということがあって、まずは国民的合意をとる必要がありませんかということをご提案しました。その場合には慎重に対応してほしいという要望で、基本的に農林水産部としては参加しないようにということで話しています。

○渡久地修委員 これは大幅な後退だと思います。T P Pに参加したら沖縄県の農業はさとうきびは壊滅し、離島にも人が住めなくなるというのが皆さんの見解で、これは沖縄県の一致した見解です。交渉に参加するかどうかであって、まだ参加するということは決めていません。これは何としても阻止しなくてはならないというのが陳情者の意見であり、沖縄県の立場にならなければいけないと思います。②から⑦までありますが、T P Pに参加したら②以降は意味がないと思います。

○比嘉俊昭農林水産部長 基本的には関税がすべて撤廃されるとなると非常に厳しくなります。ただどういった交渉になるか見えないので、相手が例えば特例としてこうするという話もよく見えません。そういう意味では我々としては今の現行の制度はしっかりと守っていただきたいということです。これはT P Pもありますが、平成23年度産のさとうきび価格の1万6000円を下げては困ると、しっかり確保してほしいということをメインで、基本的にはそれに伴う予算が、さとうきびの予算がありますので基本的にはそこをしっかりと担保してほしいということが中心です。

○渡久地修委員 ②以降はT P P参加を前提としないということでしか成り立たない議論です。T P Pに参加したらさとうきびは全滅するので、全滅したらハーベスターの導入をしてもさとうきびがないのに意味がないです。ですからT P P参加は沖縄県としては絶対に阻止しなければならないという立場に立たなければならないと思います。慎重に対応するというのは大後退していると思います。そういった姿勢ではT P P参加をとめることができないと思います。今回の議会で明らかにした医療にも影響があるし、沖縄県の公共事業の分離分割発注にも影響してくると、以前知事は農業には影響があるがほかのものはわからないと言っていたが、今回の議会を通してほかにも影響があり、もっと慎

重な姿勢が必要だとだんだんと皆さんと同じ見解に近づきつつあるときに農林水産部のこの対応は話になりません。この対応方針を変えるべきだと思います。陳情者の立場に立ってT P P参加を断念するべきだという立場で皆さんは動くべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長　今回書いてある陳情処理方針は野田内閣総理大臣はアメリカに行ってそういった話をしたと聞きましたので、まずは国民的合意が優先ではないか、その理解がない限りは参加しては困るという状況からそういった表現にしております。ただ我々としては状況によっては、以前からT P Pに参加すべきでない農林水産部としてずっと言っていますので、そこは変わりません。

○渡久地修委員　でしたらこの処理方針も参加は断念するべきと変えるべきです。北海道も参加を断念すべきだと言って、道庁挙げてやっている中で、全国的に広がっている中で慎重なという一歩後退したような姿勢ではいけないと思います。

○比嘉俊昭農林水産部長　国民的合意をまずは得ることをやってほしいということが大きな要請の中身です。そういう意味では政府だけでやるのではなくて、国民にも県民にもメリット、デメリットの情報を紹介して、T P Pに参加したことで影響が出るのであればそういった話もしてほしいと。そのことによって、できないのはできないという話をすべきではないかということです。そういう意味ではしっかり考えて行動してほしいということで要請をしています。基本的に農業としては関税が撤廃されると太刀打ちができないので、参加しないようにという見解に変わりはありません。

○渡久地修委員　そう言いながら処理方針にこのように書いているので。これは例えば企画部などいろいろなところが慎重にと言うならばまだ理解できますが、さとうきびが全滅するという試算を出した農林水産部が慎重な対応ではどうするのですかということです。農林水産部としては沖縄県のさとうきびは全滅するという試算を出しているのに、慎重な対応や国民の合意もないと思います。農林水産部としては沖縄県のさとうきびが全滅するという立場で頑張らなくてはいけないと思います。私はこの処理方針では納得できません。

○比嘉俊昭農林水産部長　これは11月28日に要請をした内容です。これについ

ては国の状況あるいはいろいろなT P Pの状況を踏まえて農林水産部としては再度要請することも考えています。その中でしっかりした要請内容について整理しながら対応したいと思います。

○渡久地修委員 次に陳情第19号についてお聞きします。2月14日に皆伐中止に関する陳情が出されました。そのときに皆さんの処理方針として、森林の保全する区域と林業生産区域等にゾーニングを行うとともに収穫伐採につき、択伐を含めさらなる環境保全対策の実施に向けて関係機関と連携して検討していきたいとありました。それ以後はどういった努力をされましたか。

○比嘉俊昭農林水産部長 現地に行って事業者に対して、皆伐については縮小も含めて検討してほしいという要望もしました。また環境保全として伐採する際には極端に影響がないようにとお願いしています。さらに環境保全、森林の機能がありますので、機能に応じたゾーニングを予算要求をして特別調整費の中でゾーニングをしていこうと。ゾーニングの中で保全する区域、林業に使う区域、自然体験化区域という項目整理をしまして、これを広く学識経験者、生産者、国の環境保全団体を入れて話し合いをしています。それを年度内に整理をして平成24年度以降にはできるだけ方針をパブリックコメントもとりながら、どういうゾーニングにしたほうがいいのかということを経験の中でそういう事業を考えています。

○渡久地修委員 この陳情が2月に出されて、今度は12月2日にヤンバルの森における森林皆伐の中止を求めるといふ陳情があります。2月に出されて皆さんは択伐も含めて、皆伐はよくないということでやっていますね。先日私たちは北部地域に県議団として視察に行きました。森林緑地課長から現場で説明を受けました。皆伐がまた始まっています。とにかくすべて切り倒されています。皆さんは適切に対応するように指導すると言っていますが、皆伐が進んでいるが、これについてはどういった見解を持っていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 農林水産部としては今回3カ所で伐採がされていて、面積的には1ヘクタール程度の伐採がされています。今回委員が視察されたものは4ヘクタールの大きなところだったと思います。国に対してもできるだけ面積を小さくしてほしいということと、択伐以外に方法はないかという申し入れをしています。今やっているものについても縮小はできないのかという申し入れをしています。ただ長期的にはなかなか伐採をする場合の分岐点があ

るような話をしているので、そういう意味では基本的には切るところと、切らないところをはっきり分けたほうがいいのではないかと、その中でお互いが合意したところでやったほうがわかりやすいのではないかということで、今回ゾーニングの計画をしています。そういう意味では県民からの意見、自然保護団体からも話を聞いて、この辺だったらどうかという提案する材料もつくっていますので、提案に基づいて話をして、ある程度合意形成できたところを見て、確認しながら今後進める必要があると思います。

**○渡久地修委員** 今回やっているところも天然林です。天然林の伐採をしているからいろいろと貴重種に影響を与えます。先ほど議論になりました耕作放棄地に早く木を植えて、それを切るならばいいですが、しかし天然林ですのできちんとやってもらわないといけないと思います。また先日新聞にシイタケ業者の方が載っていました。貴重な木がなかなか手に入らないと、入らない理由は皆伐しているからです。本当に必要なものは残したらこういったことにはならなかったと思います。こういったやり方はきちんと改める必要があると思いますが、いかがですか。

**○比嘉俊昭農林水産部長** 森林林業構築検討委員会を設けて、1つは森林利用部会で環境に配慮した自然体験活動区域はどういったところがいいのか、それに伴って雇用の創出ができる仕組みはどうなのか。さらに森林資源情報部会を整備をしております、そこには森林資源の管理情報、あるいは林業区域はどのようにするかという話を検討しています。また森林造成森林作業部会がありまして、そこには環境に配慮した森林造成の作業のやり方、先ほど委員がおっしゃったような耕作放棄地で使うよう、また短期間で収穫する木を選定してどこに植えるかというもろもろを検討しております。そういう意味では平成23年度の中で一定方向性を出していく、ただそれは決定ではなくそれを広く意見を聞いていろんなものを入れた形で1年間かけて方向性を決めて、平成25年度にはこの方向でということを進めていきたいと考えています。

**○渡久地修委員** 急いで雇用の確保もあるので、きょうの午前中の議論で森林組合連合会がなぜ赤字だったのか、またどのように改善したかという工場を処分して黒字にしたと言っていました。沖縄県の林業のあり方はスギやヒノキなどとは違うので、沖縄県にあったやり方は何があるのか、ですから何でも切ってチップにするやり方は改めてください。まずは皆伐をやめさせてください。

○比嘉俊昭農林水産部長 皆伐については国頭村を含めて事業者には申し入れをしたいと思います。

○渡久地修委員 皆伐する原因がその後に木を植えるときの補助金だと思いません。我々は補助金のあり方も求めていきます。今度、国頭村でやっている補助金の出所を調べたら水源基金でした。水源基金は沖縄県のダムを受けているので、向こうに恩返しをしようということで市町村が出して積み立てていると思っていたら、逆に森林を皆伐するようなことに使われているという点で、ここまで皆伐が進められると水源基金のあり方まで問われると思いますので、その辺はそういったことも踏まえて対応してください。

○比嘉俊昭農林水産部長 環境も重要ですし、そこで働いている方々、地域振興も重要ですのでしっかりと調和した形のやり方をする必要があるということで、先ほど説明した委員会も開いていますので、平成23年度中には一定の方向を出していきたいと思います。

○渡久地修委員 次に陳情第134号についてお聞きします。これまでも本会議でも議論され、我々は調査にも行きましたが農林水産部長の決意をお聞かせください。農地冠水については今回予算もついて調査もするようですが、再びこういったことが起こらないように責任を持って解決をするという方向での決意をお聞かせください。

○比嘉俊昭農林水産部長 糸満市の農地冠水については、クラガーのみ口の改修をやっていきます。また先ほど末端の湛水の沈砂地も拡張していきたいと。さらに基幹排水のルートも大まかな選定のルートですが調査をやることになっていますので、そういう意味では平成23年度中には短期的なものと、平成24年度以降の方針が出せると思います。そういう意味ではしっかりと被害がないように努力したいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 今回のさとうきびの価格交渉の見通しについて教えてください。

○比嘉俊昭農林水産部長 平成22年産については、国の価格支援で320円削減されて1万6000円です。県としては肥料や農薬代が上がっているということで、最低でも400円から500円は1万6000円に上乗せできないかということです。それはことしは80万トンあったさとうきびが調査をしましたら台風の被害が何回もありまして厳しいと。さらに寒さが1月から3月に続いた影響で65万トンくらいになりそうな様子です。いずれにしても下がるという状況で、約40億円くらい生産者価格が落ちると見込んでいます。そういった厳しい状況の中で生産者価格は下げることは難しいと要望しています。少なくとも400円から500円ほどアップした形でお願いしますと要望しております。

○座喜味一幸委員 今度は減産の方向なので、それに単価まで下がると厳しいと思います。T P P交渉参加についてお聞きします。糖価調整制度に絡む案件で、甘しや糖の企業経営安定や甘味資源の交付金、国内産糖交付金等々ありますが、この財源はどのようにして賄っていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 さとうきびについて外の関税はほとんどありませんが、内関税といいまして、3万円から4万円の輸入価格としますと入ってきたときに、国内に売るときに4万円から5万円ついています。その差額、市場に売る価格と輸入の価格の差の金額に輸入量を掛けた金額になります。大体400億円から500億円程度はこの資金から賄っています。

○座喜味一幸委員 この仕組みはT P P絡みで根本的に打撃がある仕組みになっています。これは補助金や基金の問題もT P Pに参加すると切られます。そうしますと我々の買い上げ価格が単純に言いますと2万1000円、国際相場4000円、1万6000円で消費者に負担していただいたり、内関税でさとうきびを振興してきているとなったときに、この制度そのものまでT P Pのルールの中で切られてしまいます。そうしますと、さとうきびの奨励や支援をしてきた仕組みそのものまで壊滅するという危機感を持っています。もしそれを支えようとすると内関税からではなくて、一般財源から充当しなくてはいけないとなります。そうしますと国民的にさとうきびだけにこれだけのお金を充当できるかと言うと、世論としてもなかなか了解を得られない根本的な課題があると思いますが、いかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 委員のおっしゃるとおりT P Pに参加した場合は、恐らく関税のすべてが撤廃されまして、この財源は入ってこないと思います。

そうしますと一般財源を充当するようになると思います。ただやり方の問題だと思いますが、ヨーロッパあたりでは直接支払制度といいますか、黄色、緑の政策があって、直接農家に支払う場合はWTOでは対象から除くということ言われています。ただ国民的同意をどう得るかということがありますが、一つにはこれからの議論ですが、国土防衛という観点からどのくらいの負担ということで理解してもらおうかということが議論としてあると思います。

**○座喜味一幸委員** 特に沖縄県は離島であるし、第一次産業は切っても切れないものがあって、特になかんとく離島においてはさとうきびや肉用牛、パイナップルなど非常に関税の自由化の影響を受けるような品目がほとんど入ってまして、経済的に非常に弱い産業だけれども、村、地域を支えているという意味において、沖縄県の離島を含めた資源、地域を守るという意味においては半端ではない危機感を持っています。農家がいなくなり、村の産業がなくなるといふ連鎖反応は極めていろいろなところに影響すると思ひ、非常に危機感を持っています。肉用牛等についてもかつての関税が50%だったのが38%になっていますよね、関税でも畜産の振興と輸送費等を含めていろいろな支援がされていましたが、撤廃されるとこういったものがなくなります。これは根本的な仕組みを考えないと、地域、農業が村が存続しないという課題があります。私は先ほど渡久地委員がおっしゃったように沖縄県にあっては、沖縄県にあるべき姿を保全するためにもっと危機感を持ってTPPに対するスタンスを明確にし、県民に対しても理解を得るように積極的な情報の開示、これは医療等いろいろと含めて離島県である沖縄県に対する影響をもっと冷静に客観的に自分たちで評価すべきではないかと思ひます。TPPの課題については本気で民間も巻き込んで、沖縄県にとってTPPとはどうあるべきか、TPPとは何であるかということを実際に取組まなければならないと思ひます。これは大変致命的な大きな問題だと思ひます。そういった組織をつくって行政のほうでTPPに対する情報を整理をしてやっていくことについては、どのように考えていますか。

**○比嘉俊昭農林水産部長** 本会議の中でもありましたように企画部長が音頭をとってやると言っていました。ただ一番影響がわかりやすいのが、農林水産業ですので、そういう意味ではアプローチのやり方はいろいろとあると思ひますが、いずれにしても離島を支えているのは農業が大きいですので、農林水産部としては関係団体を含めて適宜政府に対しては知事を先頭にしっかりと要請をしていきたいと思ひます。

○座喜味一幸委員 なかんづく第一次産業に携わる部署からしっかりとした情報の整理と問題点をしっかりと県民に伝えていくことを私はすべきだと思いますので、ぜひ農林水産部が先頭になってこの課題に取り組んでいただけるようをお願いをして決意を伺いたいと思います。

○比嘉俊昭農林水産部長 離島においては農林水産業がほとんどですので、TPP参加によって農林水産業がなくなるとやはり島が過疎地域になりますので、そういう意味では農林水産部を挙げてしっかりと参加しないような形で国に要請していきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

まず初めに、乙第8号議案沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの乙第8号議案について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。  
平田大一文化観光スポーツ部長。

○平田大一文化観光スポーツ部長 説明に入ります前に、本日使用する資料といたしましては、議会配布資料であります。平成23年第8回沖縄県議会(定例会)議案(その2)を使用いたしますので、ご確認ください。

初めに、資料の46ページをお開きください。

乙第8号議案沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

スポーツ振興法がスポーツ基本法に全部改正されたことに伴い、都道府県に

設置を義務づけていた審議会その他の合議制の機関について、その設置が都道府県の裁量に委ねられるところとなっております。沖縄県スポーツ振興審議会につきましては、スポーツ推進に関する計画やスポーツ団体への補助金交付等について、審議会の意見が必要であり、今後も引き続き設置の必要性があることから、同審議会の設置根拠、組織等を定めるため、条例を改正するものであります。この条例は、公布の日から施行する予定であります。

以上が、乙第8号議案の概要でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより乙第8号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第8号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第27号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの乙第27号議案について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

平田大一文化観光スポーツ部長。

○平田大一文化観光スポーツ部長 資料の77ページをお開きください。

乙第27号議案指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

この議案は、沖縄コンベンションセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。沖縄コンベンションセンターの管理は、沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例により、指定管理者に行わせるものとなっておりますが、その候補者として、沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課指定管理者制度運用委員会において、1社の応募の中から財団法人沖縄観光コンベンションビューローを選定しております。

以上が本議案の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより乙第27号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

玉城満委員。

○玉城満委員 今1社ですよ。これは指定管理に参加するためのハードルがいろいろな分野で高いということで1社になっていますか。

○神谷順治観光振興課長 ハードルが高いということではなく、公募をしましてどの企業でも手を挙げることは可能です。

○玉城満委員 これは劇場棟と会議棟ですよ。やはり沖縄県の中でもそういったものを管理しうる企業はたくさんあります。この人たちが入っていないということは何か公募の内容が一舞台業者では参画できないとか、一企画業者では参画できないというようになっているのではないですか。

○神谷順治観光振興課長 実は公募してから現場説明会も開催しております。その際には沖縄コンベンションセンターについては5社説明会に参加しております。1社しか手を挙げなかったのは、沖縄コンベンションセンターが広いといいますか、なかなか維持管理等について説明を受けて断念したというように推測されます。いずれにしても5社は説明会に参加されていて、その段階では手を挙げようという意思はあったものだと考えています。

○玉城満委員 実際に中で仕事をしている人たちは指定管理を受けたところから委託をされて入っている人たちがほとんどですよ。劇場の管理、会議棟の管理などです。

○神谷順治観光振興課長 例えば清掃、植栽とかは全部できるものではないので、一部外注をさせていただいております。

○玉城満委員 1社におさまったということが理解に苦しみます。普通は競争がありそうなのに、なぜこのようになったのか、ほかに理由がなかったのかという疑問があります。なぜほかの業者がおりてしまったのか、単純にこの1業

者で財団法人沖縄観光コンベンションビューローがやりきれているわけです。仕事のノウハウはわかるはずです。劇場管理、会議棟管理をやっている会社はたくさんあるので、そこで辞退するに至った理由をやはり説明会に参加されたほかの業者の皆さんから聞いていただかないと、今の流れからいくとずっと財団法人沖縄観光コンベンションビューローが取り続けていって、ずっとやっていくという流れになりかねないと思います。その辺が気になりますので、1社になった原因を後々教えていただけたらと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 この沖縄コンベンションセンターの指定管理ですが、これはどの部分を指定管理に出そうということですか。業務の範囲を教えてください。

○神谷順治観光振興課長 沖縄コンベンションセンターにある劇場棟を初め、レストラン、会議棟も含めてすべて指定管理になっています。

○当銘勝雄委員 要するに沖縄コンベンションセンターの管理と運営があるわけです。すべてとなると運営も含めてですか。

○神谷順治観光振興課長 維持管理も含めてです。

○当銘勝雄委員 先ほどの説明でありましたように、5社も説明会に参加したが結果的に1社だけが応募したということですが、これはある意味では専門的な知識、ノウハウが必要だから説明を聞いてみたが断念したのではないかと思います。皆さんはどのように考えていますか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 先ほどの玉城委員との質疑重なりますが、逆に専門的なノウハウがあるがゆえに非常に指定管理をしようというところは、5社あったということはいいい傾向だと思います。ですからむしろ技術の部分、管理の部分、運営の部分、プロモーションも含めて指定管理をやるので、そういった専門的なノウハウを有するところが最終的には手を挙げてきたと、それは1社しかなかったと。残りの4社についてはどうであったかということは検証しておりませんが、恐らくこのあたりは今後の課題だと思います。

○当銘勝雄委員 結論的なことを言いますと、指定管理者の例外規定の中に県の施策の円滑な推進を図る上で設置目的と密接に関係する目的で設置される団体、またはそれに準ずる団体に管理させることが適当と認められる場合は公募によらずに指定管理ができるという規定があります。それは皆さんは御存じですよ。

○神谷順治観光振興課長 今回で3回目の指定管理ですがこれまでも公募してきました。特に沖縄コンベンションセンターの目的ですが、MICEという国際会議や学術会議などを総称してMICEと言っていますが、MICEの誘致及び開催支援については民間を含めた幅広い団体のノウハウを活用することで、設置目的をより効果的に達成することと考えております。したがって、県としては沖縄コンベンションセンターの効果的効率的な施設管理の観点から、民間を含めてさまざまな団体、企業から選定することが望ましいということで、原則通りに公募をしております。

○当銘勝雄委員 国際会議や民間のノウハウを活用したいということですが、民間のノウハウを活用することはいいことですが、問題があります。例えば国際会議や見本市は何年も前から計画がされます。そういうことを民間がやろうとした場合は、指定管理者は3年ですので、3年間で交代していくことになれば約束できません。そういう意味ではこういった公的施設はある意味では民間に委託することは適当ではないと思います。沖縄コンベンションセンターそのものの施設を箱物として管理させるならばいいと思います。例えば清掃業務とかハンドリング、舞台音響などはいいいと思います。ところが運営もやるとなればそういうことではないと思います。運営は少なくともこの施設を県が設置した目的に合わせてどのように利活用していくかということが問われてきます。例えば県民の文化的なものを生かすための主催事業をやらなくてはいけない。これを民間ができますか。文化観光スポーツ部長はどのように思いますか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 委員の御指摘の部分もあると思います。実はホールそのものが今借りるときには約1年前からしか契約ができないという部分があります。要するに公共の文化施設等を含めていろいろな課題があります。その1つは2年後、3年度の予約ができないということです。ですからそういうことも含めて運用もかえていかなければならないという課題もありますので、合わせて民間委託の管理をさせた場合に県として大きく施策としてやっていこうという、5年、10年のスパンのビジョンを含めて非常に無理がある

のではないかということに関してはこれから勉強しなくてはいけないと思っております。

**○当銘勝雄委員** もともと地方自治法の中における沖縄コンベンションセンターの位置づけはなかったのです。それは地方自治法は昭和22年ごろにつくられているわけですね。ですから沖縄コンベンションセンターに対する概念がなかったわけです。この施設をつくるときも、例えば使用許可を出す場合にも委託先ではできなかったわけです。県が直接やらなければなりませんでした。これもある意味では改正されてきて指定管理に出しているわけです。さらに1年前からしか予約ができないということについて、これは改正するべきです。今の国際的な会議には通用しません。これは実は沖縄県と東京都、千葉県が3者が中心になって沖縄コンベンションセンターの今後のあり方をどうするかという、こういった組織を持っていました。ですからその辺の改革を我々がやってきて後追いでいろいろなところが出てきたわけですが、いずれにしても皆さんがこういったところに沖縄コンベンションセンターを指定管理に出すことに非常に問題があると思います。また財団であろうが民間であろうがそこに委託した場合に、基本的にもうけ主義にならないかと思いますが、これについていかがですか。

**○神谷順治観光振興課長** そもそも指定管理制度は制度ができたときには、県が直営、財団法人などに管理を任せました。この委託料金がその当時は大きくて、いわゆる財源を圧迫させているということもあってこの制度ができたと考えております。一方で委員の御指摘のようにもうけ主義になっているのではないかとありますが、確かに委託する指定管理料は収入とかかった経費から引いた額が基本的には指定管理料になっています。委託料金の算定ですが、やはり企業の努力といいますか、いわゆる経済振興、文化交流に寄与することとなっているという設置目的を踏まえて、団体として民間の活力を活用してより多くプロモーションも含めて、収益を上げることも制度の趣旨ですので、もしそういったことであればいわゆる公共性の県の建物でありその辺も含めて県は指導する立場ですので、その辺は指定管理者に決まったところと県は協定書も結びますので、そういったことから公共性を確保していきたいと考えています。

**○当銘勝雄委員** 協定書を結ぶといってもこれには限度があると思います。基本的には管理運営を任せる、管理だけならばわかりますが、運営も任せるとなると、例えば催し物、会議などジャンルごとに分けていちいち全部やるのです

か。はっきり言って歌謡ショーなどを入れれば施設使用料も上がるしもうけることもできると思います。しかしそういったことだけでは、これだけの公の施設を活用するわけにはいかないと思います。ですから基本的には県が直営でやるべきだと思います。必要な分だけは管理だけは委託すると、運営は基本的に県がやるべきだと思います。そのようにやらないとこの公の施設の運営はできないと思います。今皆さんは民間の活力を利用するために指定管理に出すとどうしても価格競争になってしまいます。それはもちろん5社が手を挙げて、仮に申請したとするとどうしても安いところを見ますよね。安いところを見るとどうしても公の施設の目的が達成されないということになると思います。例えば、当時は財団法人が委託を受けて例えば守衛業務などを外注するわけです。そうするとだんだんと守衛を委託しても年配者ばかりになります。沖縄コンベンションセンターに来られるお客様が一番先に見る人は駐車場の守衛、あるいは門の入り口の守衛です。この人たちが下手な扱い方をするととても印象を悪くすると。沖縄県の観光に対する印象を悪くすると、これではだめだということです。またレストランの経営問題ですが、これもどんどん価格競争をさせる。そうしますと結局はこれだけものを払わなくてはいけないわけだから、食事の質を落とすかもしれないのです。ですから公の施設をこのように価格競争に預けることはよくないと思います。3年前にもこの問題を言いましたが、やはりいろいろと問題があります。こういった問題は出てきます。ですから先ほども農林水産部に対しても指定管理者制度の問題点を出しましたが、沖縄コンベンションセンターの指定管理者の問題はなおだだと思います。これは見直さなくてはならないと思います。せんだって本会議でも総務部長はいろいろと問題があるので、今後いろいろな角度からの見直しも検討せざるを得ないと答弁がありました。この問題は真剣に考えていかないと後々こういった問題がもっと大変なことになるとと思いますが、いかがでしょうか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 非常に重要な御指摘だと思います。今の話の趣旨としては運営面と管理面を分けて指定管理をしていくということだと思います。恐らく1期、2期の6年間やってきた中で出てきた課題もあって、総務部長も答弁されたように改めて指定管理のあり方そのものの問い直しがされているのではないかと思います。今委員からあった御指摘も含めて本当にもう一度議論をして、今後指定管理をやるに当たって、どのような形がいいのかについて検討していかなくてはならないと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 指定管理を受けたのが財団法人沖縄観光コンベンションビューローだと言っていましたよね。この財団法人沖縄観光コンベンションビューローはどのような団体ですか。

○嵩原安伸観光政策課長 財団法人沖縄観光コンベンションビューローは、財団法人であり、沖縄観光のプラットフォーム的なことを担う公益的な組織です。

○渡久地修委員 県のかかわりはどうでしょうか。

○嵩原安伸観光政策課長 運営補助金を出していますし、職員の派遣もしております。現在常勤で1名、一般職員で5名の派遣をしております。

○渡久地修委員 県の外郭団体というとらえ方でよいでしょうか。

○嵩原安伸観光政策課長 一般的に県の外郭団体という言い方をしております。

○渡久地修委員 いわゆる指定管理を受けていて県の方針も当然理解されているところですよ。

○嵩原安伸観光政策課長 それについては日ごろから密接な連携をとっておりますので、県の方針は十分に理解していただいていると考えています。

○渡久地修委員 沖縄コンベンションセンターの職員は何名いて、そのうち正規職員、非正規職員が何名が教えてください。

○神谷順治観光振興課長 沖縄コンベンションセンターは平成23年度は全部で12名の財団法人沖縄観光コンベンションビューローの職員がいます。そのうち正規職員が6名、嘱託員が4名、非常勤職員が2名います。

○渡久地修委員 ここにいわゆる県からの出向、派遣職員はいますか。

○神谷順治観光振興課長 おりません。

○渡久地修委員 非正規職員の皆さんの6名の雇用契約は半年、1年などのようになっていますか。

○神谷順治観光振興課長 基本的には財団法人沖縄観光コンベンションビューローは県の外郭団体ですので、嘱託員、非常勤職員は県に準じています。非常勤職員については6カ月更新、嘱託員は1年更新になっています。

○渡久地修委員 今回で3回目ですが、指定管理料の推移を教えてください。

○神谷順治観光振興課長 沖縄コンベンションセンターの指定管理料は決算額で平成18年度が1億832万1000円、平成19年度が1億832万1000円、平成20年度も1億832万1000円、平成21年度が7260万4000円、平成22年度が7260万4000円、平成23年度も7260万4000円です。

○渡久地修委員 今回の3回目、平成24年度から平成26年度は幾らですか。

○神谷順治観光振興課長 今回は6781万2000円です。

○渡久地修委員 最初から減ってきていますが、その理由は何ですか。

○神谷順治観光振興課長 これは財団法人沖縄観光コンベンションビューローの努力といたしますか、収入見込みは変わっていませんが、経費を節減して、指定管理料が下がっています。

○渡久地修委員 沖縄コンベンションセンターの一番新しい利用実績を教えてください。

○神谷順治観光振興課長 平成22年度の実績で言いますと、国際会議が12件です。コンサートや展示会、研修会議等いろいろありますが、トータル実績で443件になっています。

○渡久地修委員 皆さんからもらった資料ですが、国際会議12件とあります。しかし、コンサート、展示会、フェスティバルが平成15年度まではありますが、その後は資料として全部載っていませんが、載っていない理由は何でしょ

うか。

○神谷順治観光振興課長 委員のおっしゃるとおり細かい集計はとっていません。先ほど申しあげましたとおり、平成22年度実績はトータルで443件です。今後詳細も含めて財団法人沖縄観光コンベンションビューローと調整しまして、わかり次第お知らせいたします。

○渡久地修委員 細かい集計で最後に記載があるのが2003年度ですが、総合計が607件から2010年度まで毎年の小計を教えてください。

○神谷順治観光振興課長 2003年度が607件、2004年度が499件、2005年度497件、2006年度531件、2007年度508件、2008年度542件、2009年度473件、2010年度443件です。

○渡久地修委員 利用状況が落ちていきますよね。2003年度が最高で607件で、2010年度は443件で落ち込んでいますが、何が落ち込んでいますか。

○神谷順治観光振興課長 落ち込んだ状況は把握しておりませんが、入場者数ですが、それは年々ふえています。ですから1件当たりの件数が大きくなったということも考えられます。

○渡久地修委員 そういったことも含めてきちんと分析してください。これは入場の実績ですが、年間稼働率はどうですか。

○神谷順治観光振興課長 全体的な稼働率で言えば、平成22年度は91.2%です。展示棟は51.4%です。

○平田大一文化観光スポーツ部長 今回の委員の御指摘の部分は我々内部でも問題視しているところです。逆に言いますと稼働率については個別に出して、今はトータルでやっているものでこれでは実態が見えないのではないかという議論があります。

○渡久地修委員 私も1会場で10名が使ったら、稼働しているとなることを初めてわかりました。ですから改善すべきは改善してください。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」) と呼ぶ者あり

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第27号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第28号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの乙第28号議案について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

平田大一文化観光スポーツ部長。

○平田大一文化観光スポーツ部長 資料の78ページをお開きください。

乙第28号議案指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

この議案は、万国津梁館の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。万国津梁館の管理は、万国津梁館の設置及び管理に関する条例により、指定管理者に行わせるものとなっておりますが、その候補者として、沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課指定管理者制度運用委員会において、2社の応募の中からザ・テラスホテルズ株式会社を選定しております。

以上が本議案の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより乙第28号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 万国津梁館の前回の指定管理者はどこですか。

○神谷順治観光振興課長 財団法人沖縄観光コンベンションビューローです。

○当銘勝雄委員 今回は財団法人沖縄観光コンベンションビューローは応募しなかったのですか。

○神谷順治観光振興課長 応募しています。

○当銘勝雄委員　今回皆さんが選定しているザ・テラスホテルズ株式会社の概要を説明してください。

○神谷順治観光振興課長　部瀬名でザ・テラスホテルを経営しています。

○当銘勝雄委員　ホテルを経営しているようですが、そこは宿泊が中心ですか。またコンベンションのようなこともしていますか。

○神谷順治観光振興課長　主な業務はホテル業務ですが、一部リゾートウエディングもしております。またホテル内の会議等もしています。

○当銘勝雄委員　従業員はどのくらいいますか。

○神谷順治観光振興課長　平成23年9月1日現在で職員数が1624名です。

○当銘勝雄委員　このホテルはこんなに大きなホテルで、あちこちに施設がありますか。

○神谷順治観光振興課長　ホテルも系列で3カ所持っているようです。また東京にも営業所を持っている会社です。

○当銘勝雄委員　この部瀬名崎にあるホテルでの従業員は何名ですか。

○神谷順治観光振興課長　部瀬名テラスホテルだけの従業員は把握しておりません。

○当銘勝雄委員　万国津梁館を県がつくったところの財団法人に、ここはもともと専門的なもののためにつくられたものですよね。もともと財団法人沖縄観光コンベンションビューローや観光連盟、沖縄コンベンションセンターの3つを合併したものですよね。県の補完的機能としてつくったものが今の財団法人沖縄観光コンベンションビューローです。沖縄コンベンションセンターをつくったときに沖縄コンベンションセンターを専門的に管理運営させようということで財団法人のコンベンションセンターでこれに沖縄観光コンベンションビューローが加わって、民間の観光連盟が加わって沖縄観光を促進しようとコンベ

ンションを誘致していこうとなったわけですよ。せつかくこのように専門的な財団をつくったのに、そこに指定管理をさせないでほかに競争をさせる理由がわかりません。例えば例外規定の中でも明確にしています。対象施設の適正または効率的な運営を確保するために公募を行うことに相当する理由がある場合は、公募によることなく選定することができるとあります。それなのになぜそれがだめなのですか。

○神谷順治観光振興課長 まず万国津梁館の設置目的は国内外からのコンベンションを誘致することにより、観光、経済振興、文化交流等に寄与することになっています。この目的に関連があると考えられる団体としては当然財団法人沖縄観光コンベンションビューローもそうですが、観光関係団体、旅行会社、ホテル運営会社、MICEの誘致及び運営支援を主要な事業とする民間団体が想定されています。そういった目的からすると公募として判断させていただきました。過去の2回も同様に公募です。

○当銘勝雄委員 県の公的施設、県の観光コンベンションの補間的機能を果たすということで、この財団をつくりました。このような考え方からすると財団を解体しなさいと言われると思いますが、その辺についてはどのように考えますか。

○下地芳郎観光政策統括監 財団法人の財団法人沖縄観光コンベンションビューローの役割といいますのは、御指摘のとおり行政の補完的役割もありますが、中身は観光客の誘致、受け入れ、コンベンションの誘致受け入れなど多岐にわたっています。ですのでいわゆる会議施設の管理運営だけが主たる目的ではないので、財団法人沖縄観光コンベンションビューローの役割は総合的な観光の推進母体として必要だと考えています。

○当銘勝雄委員 確かに財団法人沖縄観光コンベンションビューローはそれが主たる目的でないことはわかります。しかしその一分身であったところの沖縄コンベンションセンターは確実にこの沖縄コンベンションセンターの管理運営のための財団です。沖縄の総合的な観光の誘致、コンベンションの誘致、特に今後国際的な海外からのいろいろなものを誘致する視点は多く持たなくてはいけないと思います。例えばアメリカでのコンベンションの誘致会議とかこれにもこれまでは財団法人沖縄観光コンベンションビューローはずっと参加しています。遠い将来に向けてもできますという誘致をしてきました。ところが誘致

をしてきたらこれを民間にやるということは、これでいいのかと疑問を持ちます。やはりこれは国際的な見本市や展示会などになると数年先のものを入れな  
いといけないわけですから、民間がそういったことができますか。民間は自分  
たちが管理運営が決まらない中で本当に先々のことまでやってくれますかとい  
うことです。やはりこれは公的機関が持たなくてはいけないと思います。先ほ  
どザ・テラスホテル株式会社について聞きましたら、リゾートウエディング、  
会議をしているとのことでしたが、これははっきり言って沖縄コンベンション  
センターや万国津梁館を運営するには秀でているとは思えません。リゾートウ  
エディングがだめだとは思いますが、先ほど沖縄コンベンションセンターの中  
でも話が合った展示棟をどのように利用するかということについて、実は告  
別式で貸してほしいとの話がきたことがあります。この沖縄県内で大きな展示  
場、当時は真新しいものを告別式で貸すか貸さないかで議論をしました。その  
ときにこれだけのものを使えるということは年に何回かしかないし、1日使う  
となったら別だけれども、やはりそういう意味で告別式でも貸していいのでは  
ないかということで、貸すことになりました。例えばこの万国津梁館で、毎日  
リゾートウエディングをやるとした場合、果たしこれでいいのかという疑問が  
出てくると思います。少なくとも国内の大きな会議や国際的なものを誘致した  
いならば、これがどんどん詰まっていると貸したくても貸すことができないと  
いう支障が出てくるのではないかと思います。そういう意味では万国津梁館の  
運営について考え直す必要があると思います。

**○神谷順治観光振興課長** 委員のおっしゃるとおり県としても基本的にはM I  
C Eの国際会議等が優先です。万国津梁館でも自主事業としてウエディングを  
認めています。九州沖縄サミットを開催したステイタスの高いところですので、  
そういったところでのウエディングについては、単価も高くて収益が大きい  
のでそれは自主事業としていいと思います。基本的には国際会議、M I C E等の  
誘致が優先です。

**○当銘勝雄委員** 否定しているわけではないが、すでに先々ウエディングなど  
が入っていると国際会議の申し込みがあっても既にほかが入っているとどうし  
ようもないと思います。場合によっては自分たちで押さえ込むことはコンベン  
ションの応募規定の中にきちんと管理しましたが、例えばテナント業者などが  
どんどんやると支障が出てきます。そういったものを民間の会社には適当だと  
は思いません。この仮予約は大変なことになると思います。

○**下地芳郎観光政策統括監** 今委員からお話ありましたように、万国津梁館はサミットホール、オーシャンホール、サンセットラウンジ、カフェテラスと4つの施設で成り立っています。今委員の御指摘のリゾートウエディングはその中の一部の施設を使って利用しています。先ほども申し上げましたが、主たる目的はコンベンションの主目的と考えております。先ほど財団法人の役割の話もありましたが、県も財団法人沖縄観光コンベンションビューローも沖縄県全体にMICEを誘致する取り組みも一緒にやっています。その中で万国津梁館なり、沖縄コンベンションセンターなりという、県の所有する施設について指定管理という管理運営をやっているわけです。指定管理者だけが誘致活動をしたり全体の管理運営をするわけではないので、今後も県と財団法人観光コンベンションビューローとそれぞれの指定管理者と協議をしながら、先ほどから御指摘のような懸念事項のないようにしっかりと運営を進めていく必要があると思います。

○**当銘勝雄委員** 指定管理者だけが確かにやるわけではなくて、そのために財団法人沖縄観光コンベンションビューローもあるわけです。そこを一体としてさせたほうがより効率がいいのではないですか。さらに今回どのような基準で選定したかわかりませんが、仮にも価格競争で財団法人沖縄観光コンベンションビューローが負けていたとするならば問題だと思います。本来の知識、ノウハウを評価せずに、価格競争だけで決めるといろいろな問題があると思います。例えば非正規職員の話がありましたが、ほとんど今の指定管理の制度に基づくものは正規職員はわずかにして、非正規職員がほとんどになっているとなると問題です。さらには身分の問題があります。公的ワーキングプアです。そういったことも考えられますが、答弁をお願いします。

○**神谷順治観光振興課長** 万国津梁館の募集要項の中に引き続き雇用もお願いするとあります。現在、財団法人沖縄観光コンベンションビューローの職員も14名働いています。その内訳は正規職員が2名、嘱託員9名、非常勤職員が3名になっています。選定委員会の中でも万が一新しいところになったらどうするかとの質問がありました。現在第1候補になっているザ・ブセナテラスホテルズ株式会社も引き続き、これまでも万国津梁館で専門的な仕事をしているので、有効活用をしていきたいということで、引き続き継続も考えていきたいとおっしゃっていました。県も協定を結びますが、そういったことも含めてお願いしたいと考えております。

○当銘勝雄委員 県の施策の円滑な推進を図る上で、設置目的と密接に関係する目的で設置された団体またはそれに準ずる団体に管理させることが適当と認められる場合、公募によらず指定管理できるという指定管理制度の運用方針があります。それから考えて、財団法人沖縄観光コンベンションビューローに管理させないということをどういった点から説明できますか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 基本的に全国的に見ても公の施設を民間の力を入れて活用していくことが指定管理の大原則だと思っています。そういった面で言うならば、今回はプレゼンテーションを通して審査して、結果がザ・テラスホテルズ株式会社になりました。つまり今後財団法人沖縄観光コンベンションビューローが万国津梁館を本当の意味で生かした形の事業展開をしていくのだと、公の施設が持っているよい部分を生かした形で事業展開していくという、財団法人沖縄観光コンベンションビューローそのものの努力がなければ、まさにプレゼンテーションの中で発揮してもらえれば基本的には万国津梁館における意味合いを合わせた、関係した意味づけのある団体が生かされてくると思っています。いずれにしても2000年のサミットの際につくった万国津梁館もあちらこちらに汚れが目立ったりしています。もっとほかに万国津梁館を生かすことができないのかということで、指定管理の応募をしています。そういった中で、審査で自分たちなりの新しい事業計画、新しい万国津梁館の使い方を考えてもらうことも必要なのではないかと考えています。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
中川京貴委員。

○中川京貴委員 今文化観光スポーツ部長が公の施設を民間活用することによって、民間の知恵が出るということでしたよね。そうであるならば、本会議でも沖縄県住宅供給公社が一県の100%出資されている公社と民間と本当に公募で太刀打ちできるのかと質問しましたが、それについてはどのように考えますか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 少しお待ちください。頭の中の座標軸がちょっと。

○中川京貴委員 では宿題にします。選定委員会の選定委員は文化観光スポーツ部長が選任しましたか、または総務部が選任しましたか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部長の決裁です。

○中川京貴委員 県が指定管理させる予算と総合評価の点数について分けて説明をお願いします。

○神谷順治観光振興課長 選定の方法について説明いたします。運用委員会に4名の委員がおりまして、この方々は学識経験者、財務に精通する者、施設の機能または管理業務に応じた専門的知識を有する者、施設の利用団体を代表する者を選任しました。11月7日に第3回運用委員会を開催しました。そこで公募をかけた2社がプレゼンテーションをして質疑応答をし、その結果選定委員の委員が採点し、得点の高かったところを第1指名として議会に諮っているということです。

○中川京貴委員 予算と点数を教えてください。

○神谷順治観光振興課長 平成24年度から平成26年度までの今後3年間について、年間7833万8000円で3年間の総額2億3501万4000円です。

○中川京貴委員 要するに応募の際に金額を出しましたよね、その差を教えてください。

○神谷順治観光振興課長 選定結果ですが、万国津梁館MICEコンソーシアム、これは財団法人沖縄観光コンベンションビューローとJTBがコンソーシアムを組んで応募しておりまして、点数が288点。ザ・テラスホテルズ株式会社が298点で10点の差でザ・テラスホテルズ株式会社が1位になっています。

○中川京貴委員 先ほど当銘委員からも話がありましたように、過去3年間は財団法人沖縄観光コンベンションビューローが指定管理を受けていたと思います。本来ならば指定管理を受けていた財団法人沖縄観光コンベンションビューローが金額が変わらなければ継続してやるが、何かミスがあったのか。選定委員の方が質問すると思うが、これまでやはり管理している人の評価は感じていると思います。基準があったと思いますが、例えばミスがあって点数の差があるのであれば審議の中で出たと思います。新しく公募にきて、たしか今回こうなっていますが、前回はそういった指定管理だったと思いますが、前回の点数

は何点ですか。

○神谷順治観光振興課長 前回の点数は手持ちの資料がありませんが、いずれにしても過去2回は財団法人沖縄観光コンベンションビューローが単独で応募しています。いずれにしても財団法人沖縄観光コンベンションビューローが高得点で指定されています。

○中川京貴委員 過去2回財団法人沖縄観光コンベンションビューローが点数が高くて指定管理を受けていることですよ。それが今回逆点するためには何か理由があったということですよ。

○神谷順治観光振興課長 運用委員会において公募のあった2社の募集申請の事業計画及びプレゼンテーションの内容を比較したところ、ザ・テラスホテルズ株式会社が万国津梁館の利用を増加させ、効果的に施設の管理を行う内容であり、よりよい運用を目指す意欲も高いと判断することが点数評価につながったと考えております。

○中川京貴委員 前回点数の差があって、今回はその点数を逆点させるような何かマネジメントなど目玉があったのですか。

○神谷順治観光振興課長 ザ・テラスホテルズ株式会社の事業計画は万国津梁館の施設利用率の向上を目指して積極的にMICEに取り組む内容になっていました。そういったところが4名の委員から高い評価があったと考えております。

○中川京貴委員 先ほど当銘委員からも話があったように、やはり財団法人沖縄観光コンベンションビューローは、県が出資をしながら県から出向も出しながら沖縄県の観光振興ということで立ち上げたと思います。または県議会においても議員連盟も立ち上げて進めている中で、逆点したからにはそれなりに納得できる理由がないと、ただ点数が前回は財団法人沖縄観光コンベンションビューローが高かったが、今回はザ・テラスホテルズ株式会社が高い評価でこういった理由でしたというのではなく、明確な説明がないといけないと思います。

○神谷順治観光振興課長 ザ・ブセナテラスホテルズ株式会社は自社において独自にサービス管理システムを既に構築して運用しています。また万国津梁館

の管理についても当該システムを適用し、管理業務が適切に遂行されるか確認できる仕組みを構築できると提案しております。そういったことも高く評価されております。さら公の施設は公平・公正を確保することを明確にするとともに地元の自治体、周辺の観光施設、財団法人沖縄観光コンベンションビューロー等々観光関係団体と連携してMICEと取り組むということをPRしております。そういったところも評価されていると考えています。

○中川京貴委員 1つの施設にザ・ブセナテラスホテルズ株式会社という会社と財団法人沖縄観光コンベンションビューローという会社が2つあるよりも、1つでまとめて管理したほうがいいという話が県の方針としてありましたか。

○神谷順治観光振興課長 そういったことはありません。

○中川京貴委員 そのほうが管理がしやすいというように聞こえます。

○神谷順治観光振興課長 応募の後、2者の事業計画を比較しますと収入額がザ・テラスホテルズ株式会社が財団法人沖縄観光コンベンションビューローの1.9倍、支出額が1.6倍になっています。そういった面も考慮されてザ・ブセナテラスホテルズ株式会社が高く評価されています。

○中川京貴委員 わかりやすくいうと、ホテルで世界中の方を相手にする専門職の方がいて、この方々が万国津梁館も初め一括して指定管理を受けてやったほうがいいというようなことを選定委員会の委員が判断したのですか。ホテルの専門職の方が指定管理によって管理したほうがベストだという判断がありましたか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 基本的には事業計画で万国津梁館をこういうように生かしますというような明確なプレゼンテーションがあったということが大きな理由です。過去2期、6年間財団法人沖縄観光コンベンションビューローが指定管理を受けてきましたが、それよりも可能性が高いのではないかという期待値が高くて点数の差がついたと見ています。

○中川京貴委員 そういった評価があったことは理解しました。次に先ほど宿題にした質疑についてお答えください。

○平田大一文化観光スポーツ部長 中川委員の質疑自体は、沖縄住宅供給公社と民間の業者の指定管理において公平な審査ができるのかという趣旨だと思います。正直に申し上げまして、この事例と我々の事例は若干違うと思います。まさに財団法人沖縄観光コンベンションビューローはかなり力を入れて公益の財団法人になるかというところのさなかで一生懸命頑張っていて、どうやって自分たちでも自主財源をつくりだせるかと模索しております。そういった面では今回の審査の公募において、応募してくる会社は何社あっても本当はいいと思います。その中で大事なことは審査員の選定、審査員をだれにするのかという我々の力量が問われてくると思います。そういった面でいうならば私が責任を持ってこの4名に審査員をお願いしました。ですから前回と2名審査員を変更しています。そういった面で言うならばこういった努力をしなければ全く同じ審査員が2期も3期もやると同じような点数になりかねないということがこの指定管理にありますので、2名審査員をかえたということは今回の結果に大きくつながっていると認識しております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 私は万国津梁館はサミットも行い、非常に格式の高い場所だと思います。先ほど当銘委員がおっしゃったように、県が直接運営に当たるべきだという考えです。指定管理制度におかれて過去2回も財団法人沖縄観光コンベンションビューローが運営してきたということでした。財団法人沖縄観光コンベンションビューローができた理念は県の観光施策を補完する組織であるわけで、県と不離一体で動いている団体だと思っています。ですから本会議の中でも観光関連の皆さんが方針を出しますよと、県とのビジョンおきなわ計画はどのような関係で保てるのかという質問が出るくらい財団法人沖縄観光コンベンションビューローと県とは不離一体だという感覚があります。万国津梁館は国際会議も行われている、また財団法人沖縄観光コンベンションビューローのネットワークも張りながら誘致をしていると思います。ブセナホテルそのものができた経緯、ホテルができた岬になっていて、ここに津梁館がある、それ一带含めてブセナリゾート、県の出資も含めて第3セクターでできた地域です。そこは管理会社は公的機関の管理のもとで管理されるという前提で名護市や地元の喜瀬の方々も賛同しながらできた地域だと思います。そこできちんとしつかりと公共性を帯びた財団としてゆだねているわけですから、民間にさせることについて疑問があります。ブセナホテル含めて設立した経緯も含めて、万国

津梁館が据えている意義そのものはやはり公共性があるからこそであり、地域住民、名護市の皆さん含めてこうしたいきさつでできているのではないかと思います。観光施策としても民間もできますと、ところが本会議でも申し上げましたが今回3期目を迎えていろいろなことが見えてきました。民間にさせて活力導入をうたいながらも労働者のコスト削減が全面に出てきており、非正規職員が8割を超えているという報道もあります。官製ワーキングプアも上昇をしていることが少しずつ見えてきているという意味においても、そこにはしっかりとお互いの理念を据えておくべきだと思います。ですから例外規定があり、総務部長に話をしましたら各管轄している部局でしか判断しておらず、全庁的な例外規定については検討しなかったということでした。今までの話を聞いていると例外規定にしようという話もなかったようです。その辺は部局において、この件については例外規定の適用か否かという内容の検討をされましたか。

**○神谷順治観光振興課長** 当然それがなじむかどうかも含めて部内で検討しております。ただ過去2回も公募をかけておまして、何か特殊な事情があったわけではないので、設置目的のMICEなど国際会議を誘致するに当たっては民間の活力も活用しながら公正公平な形で管理運用をするということを前提としますと、やはり指定管理の趣旨にのっとり公募にしたということです。

**○仲宗根悟委員** むしろ公正公平というよりも自信を持ってこの建物そのものはこういった理念、目的がありますから、私たちは例外措置をとらせてほしいと。こういった例外措置も運営の中にはあるわけです。財団法人沖縄観光コンベンションビューローにはこれまでの反省も踏まえながら、これまでどおりやっていただきたいと、例外措置をとりたいということを話し合わなかったということは残念だと思います。公正公平が原則として公募をかけるということで、今回公募をしたと思いますが、この辺は3期を迎えていろいろと見えてきて、総務部長も緩やかになりました。原則公募ですと言っていた方々がこういったこともありますよね。やはり県の施策をしっかりと遂行できる団体が指定管理を受けるのであれば、私たちもそれなりに施策として据えて頑張りたいと思います。公平公正という言葉は非常にきれいですが、例外措置もあるということについて検討もしなかったことは非常に残念だと思います。財団法人沖縄観光コンベンションビューローのモニタリングシートを見ました。運営委員会の皆さんがこれを見る限りでは、新しいことをやりたいという方々にとっては非常に魅力だと思います。1つは周辺のホテルや喜瀬の方々から、

財団法人沖縄観光コンベンションビューローがやっているからこそ周りの会議に使うケータリングなどを発注していただけると聞いています。周辺にある7つのホテルには公平に連携が保たれているとのことでした。少なからずホテルの背景には地域の農家の方から食材を調達しており、地域とも非常に関わりが濃い部分があるということをぜひ運営委員会の皆さんにも文化観光スポーツ部から情報として伝えてほしいと思います。ただモニタリングシートから見ますと、確かにアギオーナと思うかもしれませんが、過去2期6年間の蓄積もあると思いますので、その辺をぜひ見てほしかったと思います。指定管理の今までの仕組みそのものもちぐはぐなところが出てきたと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

**○下地芳郎観光政策統括監** 指定管理制度そのものの諸問題については、本会議でも議論があったので、文化観光スポーツ部でも検討していくことになると思います。今回第3回目の指定管理については財団法人沖縄観光コンベンションビューローも単独ではなく、民間の旅行会社と一緒にあって応募をしております。一方はザ・テラスホテルズ株式会社は3期にわたって単独での応募ということで、先ほど文化観光スポーツ部長からも申し上げましたが、審査のポイントの中で過去の実績や今後の取り組む姿勢、数字的目標、地域との連携のそれぞれにおいて審査会の中でヒアリングが行われています。その中でザ・テラスホテルズ株式会社側も、財団法人沖縄観光コンベンションビューローが担ってきた役割を否定するものではなくて、周辺地域やホテルともしっかりと連携をとりながらやっていくということを明言しております。今後の話ですが、あのエリアの運営していくに当たってはザ・テラスホテルズ株式会社だけでやるということではありません。ブセナホテルの全体の管理に関する会社もありますし、万国津梁館についてはやはり公的機関としての財団法人沖縄観光コンベンションビューローを交えて、県と財団法人沖縄観光コンベンションビューローとザ・テラスホテルズ株式会社で西海岸エリア全体のコンベンション、観光振興にどのように寄与できるかという協議会をつくりながら運営をしていくことがより妥当性があると思います。

**○仲宗根悟委員** ブセナリゾート計画ですが、県としてどういった状況で運営されていますか。また県はどういった形で関与していますか。リゾート計画に対して現状認識と今後の方向性、この辺は第3セクターでやっているわけですが、少なからず皆さんにも責任があるわけですが、どういった方向性を持っていますか。

○**嵩原安伸観光政策課長** まず部瀬名エリアの位置づけですが、平成2年にマスタープランができてリゾート開発の先導的エリアとして位置づけをしております。これまで長年にわたって整備をしております。その結果幾つかのホテルができて、観光関連施設ができ万国津梁館の設置をして、おおよその整備の目的を達成したということで、昨年3月の株主総会においてこれまでであった株主17社から5社に集約をしました。沖縄県、名護市、財団法人沖縄観光コンベンションビューロー、喜瀬区、ザ・ブセナテラスホテルズ株式会社の5社でブセナリゾート株式会社、第3セクターで全体を管理する会社ですが、そこに連携をとりながら今後やっていこうという方向で進めています。一部開発が終了した部分もありますが、これから関係機関と調整をしながら整備中のところもあるので、その辺については県もしっかりと関与しながら進めていきたいと思っております。

○**仲宗根悟委員** 5社の持ち株割合はわかりますか。

○**嵩原安伸観光政策課長** 大きい順に申し上げますとザ・テラスホテルズ株式会社が50%、沖縄県が24.8%、名護市が13.6%、財団法人沖縄観光コンベンションビューローが10.9%、喜瀬区が0.7%になっています。

○**仲宗根悟委員** ザ・テラスホテルズ株式会社が半分を持っているということで、残りについては関与が弱くなってきていますか。10何社あったものが5社に減ってきて、持ち株がこのような状況だということですよ。そうしますとなおさら万国津梁館は公共性を帯びた団体が管理するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○**嵩原安伸観光政策課長** ブセナリゾート株式会社の株主構成は先ほど申し上げたとおりですが、取締役が現在4名おまして、ザ・テラスホテルズ株式会社から1名、沖縄県から1名、財団法人沖縄観光コンベンションビューローから1名、喜瀬区が1名で監査役で名護市が入っています。その辺は昨年の株主総会によって全会一致で承認されております。

○**仲宗根悟委員** いずれにしても設立した当初の名護市、喜瀬の皆さんの意向もしっかりとあるので、その辺についてはよく考えて皆さんの責任を果たすということ。そういった形の運営のあり方を望みたいです。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
渡久地修委員。

○渡久地修委員 いわゆる万国津梁館はサミットを契機に鳴り物入りでつくられたということですが、先ほどの沖縄コンベンションセンターと同じように各施設ごとの稼働率を教えてください。

○神谷順治観光振興課長 稼働率は平成22年度実績で言いますと、サミットホールが25.4%、オーシャンホールが13.8%、サンセトラウンジが18.9%になっています。全体では43.5%です。

○渡久地修委員 運営経費、いわゆる年間にかかる費用に対して収入は幾らですか。

○神谷順治観光振興課長 これも平成22年度の決算ベースで言いますと、収入全体、利用料金、指定管理料、自主事業も含めて2億2721万7000円です。支出は人件費等々含めて2億2766万5000円です。

○渡久地修委員 指定管理料を含めた全体の収入が2億2700億円ですね。そのうちの純収入は利用料とほかには何でしょうか。

○神谷順治観光振興課長 利用料金が4599万6000円、自主事業収入が1億977万1000円です。

○渡久地修委員 つくられた当初の目標からしたら稼働率はどうでしょうか。

○神谷順治観光振興課長 つくられた当初はサミットが行われた年の稼働率は把握しておりません。

○渡久地修委員 いわゆる稼働率が半分にもいっていないという点では、はっきり言って県としては負担になっていませんか。

○神谷順治観光振興課長 決して県としては負担だと思っていないです。逆に言えば民間も活用して、指定管理の目的を導入してもっと稼働率を上げる、また

観光行政としては県外誘致も引っ張ってきたいということもあるので、もっとMICEを誘致して稼働率を上げていきたいと考えています。

○渡久地修委員 MICEという国際会議がもっと誘致できればいいと思います。稼働率を上げるといった場合に、例えば今周辺にたくさんホテルがあります。ホテルの会場は結婚式、同窓会などありとあらゆるものがありますよね。こういったことをやってはいけないということではありませんよね。

○神谷順治観光振興課長 いわゆる国際会議が優先ではありますが、設置目的にあったものであれば可能です。

○渡久地修委員 国際会議などが入っていないときには、ホテルで行っている同窓会などもできますよね。

○神谷順治観光振興課長 稼働率を上げるために可能だと思います。しかし利用料の基準が設定されておりまして70%から130%の範囲内で使用料金が限られています。万国津梁館はやはりサミットが行われたところとあって、ステイタスが高いということで若干高めに設定されていて、その辺で利用がしにくいと思います。

○渡久地修委員 利用できないということではないですよ。

○神谷順治観光振興課長 そのとおりです。

○渡久地修委員 稼働率を上げようとするれば、指定管理者がかわったからといって来年度70%、80%いくことは厳しいと思います。稼働率を上げるためには周辺のホテルで結婚式などのお祝いをサミットが行われた会場ですとかということになると思いますし、それが一つの売りにもなると思います。

○平田大一文化観光スポーツ部長 先ほど当銘委員のほうから沖縄コンベンションセンターをいまだかつてない使い方をしたという話がありました。要するに万国津梁館が設置されている大きな意味合いをしっかりと持たせた形の事業計画、新しいコンテンツをしっかりとつくっていくということが今後の課題だと思います。おっしゃるとおり20%前後の稼働率はしっかりとこの施設を生かした使い方とは言えませんので、今回は新しいアイデアを出してきたザ・テラ

スホテルズ株式会社に候補が決まったということです。

**○渡久地修委員** これはサミットを契機にして鳴り物入りでつくられたが、稼働率が思うようにいかないのので、県としては大きな負担だと思えます。かといって稼働率を上げるために何でもやっていいということではないと思うので、その辺の線引きは気をつけなければならないと思えます。この万国津梁館を将来的に県が売却するようなことを計画していますか。

**○平田大一文化観光スポーツ部長** 今、そういった計画はありません。

**○渡久地修委員** 財団法人沖縄観光コンベンションビューローが外れたことには疑問があります。今度から財団法人沖縄観光コンベンションビューローは体制が変わって、県の元の東京事務所長を派遣して県議会各会派にもあいさつをして、かなり気合いが入っていますよね。県と一体となって新しい体制でやろうとしているときに、一つの目玉である万国津梁館の指定管理に財団法人沖縄観光コンベンションビューローを外すということはいかががかと思いますか、いかがでしょうか。

**○平田大一文化観光スポーツ部長** 委員の御指摘の部分もあると思えます。ただ今回は運営委員会において、両者がプレゼンテーションをしています。その場での勝負をしていかななくてはならないと思えます。そしてその結果がこのようになっていますので、財団法人沖縄観光コンベンションビューローの意気込み、やる気がビジョンとして目に見える形で提示できなければ意味はなく、審査員が点数をつけられないということは当然だと思えます。

**○渡久地修委員** 先ほどの沖縄コンベンションセンターのときに、財団法人沖縄観光コンベンションビューローとはどういった団体ですかとお尋ねしました。県の外郭団体であり、県から派遣職員もいるわけで、そういう意味では皆さん方の責任が大きいと思えます。プレゼンテーションでうまく説明ができなかったことで負けたことが当たり前のようにいうことは自分で自分を否定しているように思います。

**○平田大一文化観光スポーツ部長** そういうことではありません。逆に言いますと、民間の事業者からどのように見られているかということも問われるべきだと思います。過去2期財団法人沖縄観光コンベンションビューローが指定管

理者でした。そのときに落ちているところがあります。しかしそういったところに対する議論がなかった中で、3期目にしてようやくこういった議論が出てきていること自体に問題の本質があると思います。逆に言いますと、いい機会だと思います。

○**渡久地修委員** 財団法人沖縄観光コンベンションビューローではなくて、文化観光スポーツ部が問われるのではありませんか。みずからがどのように指導してきたのかという反省なくして、財団法人沖縄観光コンベンションビューローが悪いとすることは間違っていると思います。

○**平田大一文化観光スポーツ部長** 新しい部になりましたので、今までの旧態依然とした流れの中でしっかりと自分たちの中でP D C Aを持っていないとではないということと言うならば、まさにこれからの関係性としてはしっかりと連携をとりながら、改善すべき点は変えていくことが必要だと思います。いずれにしても観光全体の大きなイメージアップであったり成果につながらなければ、この審査もそういった結果として問われてきますので、そういう意味では3期の3年間をどのようにやっていくかということをしかりと見ていきたいと思っています。

○**渡久地修委員** 私は財団法人沖縄観光コンベンションビューローにさせるべきだったと思います。指定管理者制度は一步間違えると民間の利益が優先されてしまったら、何のために万国津梁館をつくったのかとなると思います。また稼働率も厳しいと思いますし、かといって稼働率を上げるためにどうするかということも考えなくてはいけないと思います。私はぜひ財団法人沖縄観光コンベンションビューローに頑張ってもらいたいと思います。

○**玉城ノブ子委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**玉城ノブ子委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第28号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第29号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの乙第29号議案について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

平田大一文化観光スポーツ部長。

○平田大一文化観光スポーツ部長 資料の79ページをお開きください。

乙第29号議案指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

この議案は、奥武山総合運動場の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。奥武山総合運動場の管理は、沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例により、指定管理者に行わせるものとなっておりますが、その候補者として、奥武山総合運動場及び奥武山公園にかかる指定管理者制度運用委員会において、2社の応募の中から株式会社トラステックを選定しております。

以上が本議案の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより乙第29号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 奥武山総合運動運動公園の中にはセルラースタジアム那覇などがありますが、トータル的なものですか。全体のエリアとしてはどのように管理されますか。

○村山剛スポーツ振興課長 セルラースタジアム那覇は那覇市に移管されましたが、そのほかの地べたと施設はすべて県の管理する施設になっています。

○当銘勝雄委員 もう少し詳しく説明をお願いします。

○村山剛スポーツ振興課長 奥武山総合運動場は県立武道館や奥武山庭球場など文化観光スポーツ部が管理する8つの社会体育施設の総称で、そのうちの6施設が奥武山公園の中にあります。奥武山公園全体は社会体育施設を含めた公園全体の総称であり、土木建築部が管理しております。

○当銘勝雄委員 土木建築部が管理しているのに指定管理はなぜ文化観光スポーツ部なのですか。

○村山剛スポーツ振興課長 今回の指定管理は奥武山総合運動場の施設と運動場そのものの両方を一括して公募して同一の指定管理者による一体的な管理を行うために土木建築部が所管する運動公園と体育施設を一括して文化観光スポーツ部が公募して、指定管理者を選定しました。その中で文化観光スポーツ部が管理している社会体育施設としては陸上競技場、補助競技場、テニスコート、水泳プール、武道館、弓道場の6施設です。このほかに糸満市に糸満球技場、南城市大里にライフル競技場がありますが、その8つを合わせて奥武山公園の運動施設としています。

○当銘勝雄委員 土木建築部が所管しているわけですね。その辺のかかわりがわかりにくいです。

○村山剛スポーツ振興課長 奥武山公園全体は土木建築部が都市公園として管理しています。そのうちの社会体育施設は文化観光スポーツ部が管理しています。その一部のセルラースタジアム那覇については那覇市に移管しています。

○当銘勝雄委員 かつて兵庫県から友愛県としての体育館がありましたが、それは壊しましたが、あれは土木建築部が所管して何かに使ってたわけですか。

○村山剛スポーツ振興課長 施設自体は兵庫県が募金を募って友愛スポーツセンターとして奥武山の一角につくりました。それを当時の教育庁が移管を受けて、譲渡を受けて建てました。老朽化したということで平成20年度に解体撤去しております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
渡久地修委員。

○渡久地修委員 奥武山の運動公園の指定管理は直接県民、学校教育に影響しますので、先の2つの指定管理とは意味合いが違ってくると思います。そういう意味でこの施設の年間利用人数は何名ですか。

○村山剛スポーツ振興課長 昨年度の実績になりますが、各施設の利用形態には個人使用と団体使用である専用使用があります。個人使用では人数は11万8702名です。専用使用は3288件で、人数は103万1872名です。両方を合わせま

すと件数で12万1990件で人数で、115万572名になります。先ほどから稼働率の話がありますが、武道館の稼働率が99.8%でほぼ100%です。弓道場も99%、プールが95%です。一方稼働率が低いのは糸満市の球技場で28%です。奥武山運動場の定義には条例がありまして、糸満市の球技場と大里のライフル施設が入っています。

○渡久地修委員 利用料金が本当に適正かどうか。100円であったら、70円から130円ですか、それに定めることができますよね。その辺はここではどのようになっていますか。

○村山剛スポーツ振興課長 指定管理を受けた管理者は条例の定める基準額、いわゆる奥武山総合運動公園の設置及び管理に関する条例で定める基準額、その100分の70から100分の30の範囲内であらかじめ県の承認を受けた上で、指定管理者が利用料金を定めることになっています。現管理者、また指定管理者候補の株式会社トラステックは基準額そのままを適用しております。

○渡久地修委員 ほかの応募してきたところと、株式会社トラステックとの大きな違いは何でしょうか。

○村山剛スポーツ振興課長 株式会社トラステックは指定管理者制度運用委員会で2位と100点以上の差をつけて1位を獲得しました。委員の中から出た意見としては大きく3点あります。1点目は管理を行う組織体制がしっかりしているということです。株式会社トラステックから提案があった組織体制は、植栽管理、施設管理、イベント企画、スポーツ施設の管理運用に精通した資格保持者がかなり配置されていて、2位の団体はその配置人数が少なかったということです。2点目には自主事業の企画運営ですが、株式会社トラステックのほうがスポーツ教室などの具体的な提案がありまして、もう一方は自社グループの企業を活用してイベントをするというだけで具体性がなかったことです。3点目には株式会社トラステックは公共施設という観点から収益を一定程度に抑えて施設管理にまわすという姿勢が見られましたが、もう一方は年間数千万円の利益を計上するなど、公共施設の管理者としての認識が少し低いという議論がありました。また株式会社トラステックのほうが人件費総額が25名で7000万円程度、もう一方が19名程度でその60%ということです。このような大きな観点から株式会社トラステックに決まりました。

○渡久地修委員 ぜひここは県民がよく利用する施設ですので、特に料金体系はきちんとチェックして、値上がりしないようにしてください。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第29号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、文化観光スポーツ部関係の陳情平成21年第137号外9件の審査を行います。

ただいまの陳情について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

平田大一文化観光スポーツ部長。

○平田大一文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

まず初めに議員のお手元に、経済労働委員会陳情に係る説明資料という資料を配付しておりますので、その目次をごらんください。

文化観光スポーツ部関係は、継続陳情が10件となっております。継続陳情10件のうち、8件につきましては前議会におき処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省させていただきます。

処理方針に修正のある継続陳情2件について、御説明いたします。

修正のある箇所は、下線により表示しております。

説明資料の11ページをお開きください。

陳情第38号の2、離島地域の観光振興に関する陳情に係る修正箇所について御説明いたします。この陳情につきましては、平成23年6月14日に開催しました八重山圏域離島観光振興会議の後、平成23年11月21日に2回の会議を開催したことから、その旨修正しております。

14ページをお開きください。

陳情第116号、沖縄国際議会の開催に関する陳情に係る修正箇所について御説明いたします。この陳情につきましては、10月に第5回世界のウチナンチュ大会が開催されたことからその旨修正しております。

以上が文化観光スポーツ部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化観光スポーツ部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

次に、商工労働部関係の陳情平成20年第201号外13件の審査を行います。

ただいまの陳情について、商工労働部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

平良敏昭商工労働部長。

○平良敏昭商工労働部長 商工労働部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

まず初めに、議員のお手元に経済労働委員会陳情に係る説明資料を配付しておりますので、その目次をごらんください。

商工労働部関係は、継続陳情が12件、新規陳情が2件となっております。継続陳情12件のうち、10件につきましては、前議会におき処理方針と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

それではまず、処理方針に修正のある継続陳情2件について、御説明いたします。修正のある箇所は、見え消し修正及び下線により表示しております。

説明資料の10ページをお開きください。

陳情平成22年第35号、第三セクター・沖縄市アメニティプラン株式会社の融資に係る連帯保証人会に関する陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

沖縄市アメニティプラン株式会社の特別清算に係る弁済協定案の那覇地方裁判所への提出期間について、平成24年1月31までとする4回目の伸長が認められたことから、その旨追記しております。

説明資料の18ページをお開きください。

陳情第110号、ハローワーク那覇に関する陳情に係る修正箇所について御説明いたします。基金訓練が9月開講分で終了し、10月から新たな制度が実されたことに伴い、ハローワーク那覇の窓口の混乱は解消されていると聞いておりますことから、その旨修正しております。

続きまして、新規陳情について、御説明いたします。

説明資料の22ページをお開きください。

陳情第195号、日本商工会議所青年部第32回全国大会おきなわ那覇大会に係る事業費支援に関する陳情について御説明いたします。

陳情者沖縄県商工会議所青年部連合会上原昌憲ほか1人。陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

平成25年3月に開催を予定している「日本商工会議所青年部第32回全国大会おきなわ那覇大会」については、陳情者において、平成20年度から誘致に向けた取り組みを開始し、平成2年度の現地調査を経て、決定されたものであります。本大会の開催は、県経済の活性化にも寄与するものであり沖縄県としてもできる限り支援していきたいと考えております。また、開催年である平成24年度は、沖縄の本土復帰40周年という記念の年に当たることから、県における「復帰40周年記念事業」としての位置づけについても、調整を進めているところであります。

事業費支援につきましては、現在、平成24年度の予算編成中で予算化に向けた調整を行っているところであります。

次に、説明資料の23ページをごらんください。

陳情第196号沖縄県子ども・若者計画の策定等に関する陳情について御説明いたします。

陳情者沖縄の子どもを貧困から守る連絡協議会共同代表知花聡ほか1人。陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

事項1 地域若者サポートステーションの充実を図ることについて、地域若者サポートステーションは、国が本島内に3カ所設けており、県はニート等の若年無業者に対し臨床心理士等による心理カウンセリング及び若者キャリア開発

プログラム、保者を対象とした講習等を「ニート等若年者自立支援事業」として業務委託しております。同事業は、平成23年7月に実施された「県民視点による事棚卸し」で「不要」と判断され、沖縄県行財政改革推進本部において「廃止・再構築」と決定されております。県においては、今後のニート等の若年無業者対策について関係機関との調整等を踏まえ、効果的な事業内容、実施方法の検討を行い、事業の再構築を検討する中で、地域若者サポートステーションの役割や利活用について、検討していきたいと考えております。

事項2 合宿型自立支援プログラム実施団体へ支援を行くことについて、国が平成17年度から平成21年度までの間、若年無業者に対する宿型の自立訓練として、「若者職業的自立支援推進事業（若自立塾）」を実施していましたが、平成21年に行われた事仕分け一行政刷新会議で、事業の費用対効果等の課題から停止されております。その後、国は平成22年度に類似の事業として、「緊急人材成支援事業（基金訓練）」を活用した、合宿型若者自立プログラムを実施しましたが、これも平成22年度末で終了しております。県としては、合宿型若者自立プログラムは国が職業訓練として認定し実施した事業であり、国の事業が終了したことをもって県が実施団体へ支援を行うことは困難であると考えております。

以上が商工労働部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、をよろしく願いたします。

○玉城ノブ子委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔に願いたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うよう願いたします。

質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 陳情第35号についてお聞きします。1月31日まで伸びたということですが、1月31日までにはほぼ方針が決まって地主との調整が終わって、2月の定例会に間に合うような段取りになりそうですか。

○金良実経営金融課長 残念ながら今進捗している中でもきちんとした協定案が出されるかどうかかわからず、2月定例会に間に合わずに6月議会での審議に

なると考えています。昨年以来1年間ほど底地の10%ほど持っている地主と裁判をしておりますが、結着はつきましたが、それでもなかなか地主が了解をしていただけずに沖縄市アメニティプラン株式会社側のほうからその地主に対して調停を起こしてしまして、それを踏まえて土地の購入ができるかというある程度の目安が1月に出るということで、その後に協定案の策定になりますので、6月定例会が妥当な目安だと思います。

○玉城満委員 次に陳情第127号についてお聞きします。特別自由貿易地域における企業の集積を諮らないといけないということですよ。きょうの新聞を見ましたが、新聞の内容が皆さんの見解であるかはわかりませんが、物流特区はたしか特別自由貿易地域に、ここに企業を集約させるためには絶対に必要な言葉だと思いますが、沖縄市もうるま市も入っていない状況です。今後も県はそういった流れで物流に関する特区の位置づけをしていきますか。

○平良敏昭商工労働部長 新聞の書き方については読んでみてよくわかりませんが、今内閣府が財務省と調整している内容は中城特別自由貿易地域、那覇の自由貿易地域を含めて、国際物流産業拠点集積という名称で調整しておりますので、特別自由貿易地域等が国際物流から外れるということではありません。

○玉城満委員 新聞を読んでいると残されてしまったというイメージになったものですから、その辺の事実確認をしたいと思いました。今後とも向こうに企業を集約させるためにはぜひこの特区を勝ち取っていただきたいと思っていますので、その辺の意気込みをお願いします。

○平良敏昭商工労働部長 委員のおっしゃるとおり、特別自由貿易地域は本県の産業振興の集積を図るという観点からそういった事業も行ってきて、現在30社程度で、集積がなかなか現状は進んでいないとは言いつつも、私は着実に進んでいるのかと思います。次の制度においてはこの辺も含めて、可能な限り物流対策も含めてこれまで以上に取り組んでいきたいという考えであります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 陳情第195号についてお聞きします。商工会議所の全国大会ですが、前回もケビン・メア氏を招聘したところではありませんか。違うとい

うことなので、失礼しました。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 J Cもやったわけですね。例えばいろいろな会議があるので、一種の判断基準といいますか、こういった場合に助成をするのか、どういふところがあれば今のようなことになるかということをお教えください。

○平良敏昭商工労働部長 今県における具体的な判断基準というものが明確にはありません。一方で沖縄県はコンベンションの振興という立場もありますので、国際的な会議の場合は、例えば海外から100名ほど来る場合は支援するという目安はあります。具体的に何名からは助成をするという基準はなかったように記憶しております。

○玉城義和委員 どういった団体かということは別にして、もっと客観的な話をしていきます。例えばJ Cのときにはやりましたか。要するにそういうことです。J Cのときにもたしか5000名以上来たと思います。そういったときにもやったのか、やらなかったのか。あるいはいろいろな平和団体や、労働団体も来ますので、そういうときに申請があったらやるのかと。そういう意味で多少基準みたいなものがないと、その時々判断ですと言われても困ります。その辺は慎重に、たくさん来ていただくことはもちろんありがたいことで、大歓迎ですが、公金ですので、その辺は客観的にわかるようにやらないといけないと思います。

○平良敏昭商工労働部長 委員のおっしゃるとおりだと思います。ですからこれは商工労働部だけではなくて、沖縄県全体としてどういった方針で臨むかという、それなりの何らかの基準は必要だと思いますので、関係部局にそういった意見があったことを伝えて何らかの基準がつけられたら一つ作りたと思います。

○玉城義和委員 これは既に決定されているわけで、処理方針を見ると予算編成に向けて予算調整を行っていくということなので、聞いています。これからということではなくて、これは既にしますということをおっしゃっているので、どういった基準でこのように決定されましたか。

○平良敏昭商工労働部長 商工会議所は商工行政、地域の企業の団体として非常に資金の融資の窓口となったり、あるいは例えば那覇商工会議所だと原産地証明も国から機関委任されている、そういった公的な役割も果たしています。いろいろな公的な事業も実施している、国から中小企業庁等からの事業などもやっていて、行政と一体となって事業を行っている団体です。やはり行政と一緒にきちんとその辺の会員も相当数おり、沖縄県で言えば那覇商工会議所、沖縄市、宮古島市あたりが商工会議所をつくっているわけですから。商工会議所のそういったものについては、県としても積極的に支援するという考え方で予算を措置する前提で作業を進めております。

○玉城義和委員 前半はよかったです、後半が。団体の性格によって行政と一体であるかないかということだと、基準としては疑問に思います。ですから行政と一体であろうがなかろうがある程度の数があって、それを沖縄観光に与える影響だとかそういったことで基準を言ってもらわないと、団体の性格によってと言われるといろいろと議論になってくるので、それは言わないほうがいいと思います。もう少し客観的に観光など県益などとの関連で基準をつくって示していただかないといけないと思います。

○平良敏昭商工労働部長 今大変誤解を受けたようですが、私が申し上げたのは商工会議所がそういった性格だということです。基本的には、商工会議所で100名だから支援するというのではなくて、要はコンベンションの費用対効果、そういったことを含めて判断されるべきだという認識は持った上で対応するということです。

○玉城義和委員 それについてもう少しわかりやすい基準を早々に示していただきたいと思います。また金額についてですが、これは陳情者の金額との関連ではどういったことですか。

○金良実経営金融課長 陳情者からの具体的な金額は1000万円という金額が上がっています。我々としてはできるだけそれに沿うような形で財政当局とも調整しながら、実際にはこの団体から全国大会に向けて積算している根拠もありますので、その辺のチェックも合わせて、また過去の全国大会との比較等も踏まえた形で検討できればと思います。

○玉城義和委員 各部においてこういった例は幾つかありますか。

○平良敏昭商工労働部長 具体的なデータはありませんが、各県も似たように1000万円前後の範囲内で、全国大会はやっています。ほかの県ですと例えば、富山県が800万円、滋賀県も800万円と県によって違いますし、沖縄県もJCなどの団体、そういうコンベンション的な色彩も含めて対応してきたのは事実です。過去にどういった団体に支援したかというデータはありません。

○玉城義和委員 金額はいいですが、そういう例はありますか。

○金良実経営金融課長 先ほども話がありましたが、JCですが、青年会議所の全国大会が2カ年ほど前に助成しております。今回は商工会議所の青年部ですが、3カ年前には女性会の全国大会を沖縄県で開催しております、そのときにも助成している実績があります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 陳情第50号についてお聞きします。福建・沖縄友好会館の管理の件について産業振興統括監がずっとかかわっていましたが、最終確認をさせていただきたいと思います。この件について陳情者の要望どおり処理方針がかなったということで理解してよいでしょうか。

○湧川盛順産業政策課長 陳情者とも話し合いを持ちました。私どもの感触としては十分に理解していただいたかわからない部分もありますが、ある程度県に対して理解をいただけたものと思っています。現在陳情者も上海等でいろいろと展開していますが、その件について産業政策課のほうにもいろいろと相談に見えまして連携しながら業務を展開しておりますので、そういう意味ではそれなりのいい関係は保っているのかと理解しております。

○辻野ヒロ子委員 そういうことであれば、いつまでも継続で残さずに、採択してもいいのかなという感触を持っています。今指定管理者をやっているところは、順調にできているのか、どういった状況ですか。

○湧川盛順産業政策課長 現在株式会社ネオ・プランニングという業者が現地

の法人を取得しまして管理しています。管理を所管しています、福建省の外事弁公室ともうまく連携しながらやっていますので、私どもも株式会社ネオ・プランニングを外事弁公室に紹介しながら一緒に意見交換もしております。そして沖縄県からも福建省との経済交流を今年度も2回ほどやっていますが、そのときにも株式会社ネオ・プランニングも一緒に入ってください、外事弁公室も一緒になって取り組んでいますので、一定の管理は現在行われていると考えております。

○辻野ヒロ子委員　ちなみに今何社が入居していますか。

○湧川盛順産業政策課長　現在10室のうち3室が入居しています。

○辻野ヒロ子委員　ぜひこれは県民視点での事業棚卸しでも上がっていて、厳しい状況にあるので、今3室とおっしゃっていましたが、そういう意味でももっと努力していただいていい方向に頑張っていけるように県も支援していただきたいと思います。最後にこの件について産業振興統括監がずっとかかわってこられたので、御意見をお聞きしたいと思います。

○安里肇産業振興統括監　今産業政策課長からありましたように、当初いろいろと陳情も上がって大変苦勞したこともありますが、現在は株式会社ネオ・プランニングに入っていて、福建省ともうまくやっています。また陳情者とも何回かお会いして、御理解いただいていると認識しておりますので、今後とも見守っていただきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長　ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員　陳情第196号についてお聞きします。全国的にニート、若年無業者の増は社会的な課題となっています。沖縄県における若年無業者の実態について教えてください。

○武田智労政能力開発課長　若年無業者ですが平成22年度の労働力調査によりますと、全国が約60万人で沖縄県が約9000人です。15歳から34歳の人口に占める若年無業者の割合が全国では2.1%に対して沖縄県は2.6%で、全国平均から見ると高い割合になっています。

○座喜味一幸委員 ニートの生活保護を受けている実数はどのようになっていますか。9000人と把握している若年無業者が生活保護を受けている実数はどれくらいですか。

○武田智労政能力開発課長 私どものほうでは把握しておりません。

○座喜味一幸委員 これは福祉保健部等との連携が非常に重要な課題であり、商工労働部だけではできない問題だと思います。ニートが増加する、生活保護を受けるという意味においてこれは極めて将来に向けて大きな社会的な損失だと思います。特に沖縄県の中で失業率が全国一高いと言われている中で、ニートが増加傾向にあるかどうかという分析をしっかりとしていけないといけないと思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○武田智労政能力開発課長 平成17年度から申し上げますと、平成17年度が1万2000人、平成18年度も同数、平成19年度が1万1000人、平成20年度も同数、平成21年度が1万人、平成22年度が9000人と若干減っています。

○座喜味一幸委員 私の感覚だとふえていると思いましたが、数字が減っていますが、これは何を改善したから、こういった現象に転じていますか。どういった施策があって、対策があって減ってきたのか。本当にその実数は一般で言うところの、あるいは報道で見る情報に比べて少し甘い数字ではないかと思えます。全国では右肩上がりでふえているのに、この実数が果たしてしっかりと抑えられているのかということが気になります。この数字は福祉保健部とも連携をとった数字ですか。

○武田智労政能力開発課長 これは厚生労働省の労働力調査に基づくものです。若年無業者ですが15歳から34歳の非労働人口のうち家事も通学もしていない者を若年無業者ととらえていまして、これがいわゆるニートに近い概念とされており、若年無業者には自宅で浪人している方や病気療養者も含まれていることからニート数を正確に把握することは困難だと考えています。

○座喜味一幸委員 いずれにしてもこれから伸びていけないといけない、社会を支えていかななくてはいけない青年層がこういった実態では、社会的に大きな問題となります。若年無業者については私はしっかりとした対策が必要だと考

えています。今回の処理方針を見ますと、県の事業の棚卸しでも不要という話があるし、事業仕分けでも合宿型自立支援プログラム事業は廃止と仕分けされています。ならばいかなる労働行政をもってこのニートを育てていくのか。国が3カ所でやっているという話がありますが、全県的に結構な実数がいるのではないか、彼らをどのように社会復帰させるかということは極めて重要な部分であって、この辺のしっかりした対策を取らなくてはいけないと思いますが、今後どのようにしますか。

**○平良敏昭商工労働部長** 今回の県の事業棚卸しはこの事業そのものを今後なくすということではなくて、商工労働部が所管することについての考え方が出ています。ただ私としてはこういった若年無業者に対して福祉的な視点から対応したほうがいいのか、就労という視点から対応したほうがいいのか、見方がいろいろあると思います。私個人としては就労という視点から見べきだと商工労働部としては考えています。この間、那覇市と沖縄市と、ことしから名護市に若者サポートセンターを設けて、親からの相談があって大体のニートの数もわかってきます。先ほども申し上げましたように、無業者がイコールニートではありません。自宅で例えば公務員試験を目指して勉強している方、あるいは病氣療養の方もいます。ですから実際のニートが9000人、9000人というのはあくまで若年無業者の数です。そのうちニートが何名いるかということとはなかなかつかみにくいです。これはプライバシーの問題もあってなかなか表にも出てきません。商工労働部は平成19年度あたりから3カ所にそういったステーションを設けて、実際にこの間に3000人くらいの相談者の中から107名の方がニートから社会に出て、就労や進学したりという実績はあります。数は少ないけれども107名の方がきちんと立ち直ったということはそれなりの成果があって、サポートステーションをふやしていけばもっと実態がつかめるし、効果があると思います。棚卸しでこういった結果が出ていますので、これは福祉保健部と相談して福祉の視点からやることになるのかと思います。

**○座喜味一幸委員** 結果は出ているわけなので、私は総合的な連携をとりながら対策をとらなくてはならない重要な問題だと思います。就労だけでも多分厳しいものがあるだろうし、心理的なカウンセラーなど精神的な障害等々の専門的なサポートも含めてやらなければいけないと思います。サポートセンターの中には総合的な対策、整備はできていますか。

**○武田智労政能力開発課長** 地域若者サポートステーションについて御説明い

たします。まず働くことに対してさまざまな悩みを抱えている15歳から39歳くらいまでの若者の皆さんが就労に向き合えるような多様な支援サービスを提供しております。また厚生労働省から委託を受けてNPO法人が運営しております。また沖縄県では那覇市、沖縄市、ことしの5月から名護市の3カ所となっております。その中では若年無業者から相談や保護者からの相談、心理カウンセリング、アウトリーチといいまして、ニートの発生を未然に防止するには学校との連携が最も必要です。不登校からそういった形に進むケースが多いので、学校と連携し、自宅を訪問して未然に防止していくという事業もやっています。

**○座喜味一幸委員** いずれにしても、この問題は注視しながら取り組まなくてはいけないという思いがあるので、ぜひもう一度実数等の把握等も含めて研究していく必要があると思いますので、商工労働部長の決意をお聞かせください。

**○平良敏昭商工労働部長** 委員のおっしゃるとおり、若年無業者をいかに少なくするかということは労働政策の中でも非常に大きな責務だと思います。そこは今回棚卸しが出たからといって若年無業者に対策しないということではなくて、むしろここはきちんとやっていかななくてはいけないと思っております。そこについては今後いろいろな事業を展開する場合には、ぜひ委員の皆さんの御支援もいただきたいと思っております。

**○玉城ノブ子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
渡久地修委員。

**○渡久地修委員** 陳情第195号についてお聞きします。これはきちんと基準をつくっていただかないといけないと思います。いわゆるさじかげん的なものでは、公平公正とはなりません。例えば我々もこの前平和団体が1000名以上来ているから、あるいは教育団体、労働団体も来るだろうし、商工行政と言っているが労働行政もやるので、そういう意味では何を基準にやるかということ、前のJCのときにも議論になったと思います。それを基準をつくらないままだったのではないかと思います。この際明確な基準をつくって公平性、透明性を担保してください。

**○平良敏昭商工労働部長** 先ほども申し上げましたように、これは商工労働部だけのことではなくて、県全体の話ですので、全庁的にどういった方針でやるのか。また先方の意思もあります、特に行政に頼りたくないということもあり

ます。その辺も含めて特に基本的にはコンベンション、産業振興、私どもで言えば労働政策の視点もあります。ですから規模、政策効果、費用対効果みたいなものの視点が中心になって検討されることになるかと思えます。

**○渡久地修委員** とにかく透明性、公平性を担保できるようにしてください。次に陳情第47号についてお聞きします。きょうここまで議論が延びたのは指定管理者の問題で、いわゆる指定管理が官製ワーキングプアを生む土壌になっているのではないか、非正規雇用者が多数ですということになっています。きょう農林水産部と文化観光スポーツ部の指定管理者について議論しましたが、農林水産部でも同じ農林水産部が募集しているのに、1カ所は半年契約の非正規雇用、もう一カ所は1年契約の非正規雇用でした。どういった基準で審査されているか問うと、管理などといいます、雇用についての審査基準がありません。指定管理者制度を見直さなくてはいけないというのは全体的な合意になりつつあると思いますが、労働行政を預かる商工労働部長の立場で官製ワーキングプアを生み出す原因になっている、そう言われていることに対して、これはどうしても労働行政の側から、指定管理者のあり方、発注のやり方の見直しを求められていると思いますが、皆さんとしてはどのように取り組みますか。

**○平良敏昭商工労働部長** 現時点でどのように取り組むという明確なものを持っているわけではありませんが、確かに今議会もいろいろな議論がありました。確かに指定管理は民間の活力、能力を活用するという前提でやったわけですが、ややもするとコスト削減的な要素が多いと思います。その辺は例えば雇用のあり方、例えば3年間から5年間という期間が妥当なのか、あるいはもう一つは仮に指定管理者がかかった場合でも雇用が継続できる仕組みができないのかということも含めて考えていかないといけないと思います。3年という期間ではどの企業も簡単に正規雇用というわけにはいかないという現状があるので、平成23年、ことしの11月に商工労働部長として各部長に対して警備業務や清掃業務の契約において労働者の生活の安定が図られるよう委託条件を設定するように通知をしました。

**○渡久地修委員** 先ほど農林水産部長に指定管理者の選定の採点基準に雇用の問題が入っていない、これはぜひ次から入れてほしいと言ったら、これは全庁的な問題だからと言っていました。そうではなくて、農林水産部だけでもやってほしいと言ったら、そうしたいと言っていました。いずれにしても見直しの仕方はこれから大いに検討していただいて、採点に雇用の問題をきちんと基準

に入れるとか、非正規職員を雇用するような企業が選定されないようにということも含めて、あるいはもっと根本的な見直しを含めてぜひやってください。

○平良敏昭商工労働部長 今の指定管理者制度については全庁的な議論、本議会でも相当議論になりました。総務部においてもいろいろと検討の余地があるかという発言もありましたので、当然我々労働行政、労働政策の立場から労働者の権利をいかに守って賃金水準を保っていくかということも大きなテーマですので、そういった視点から意見を述べていきたいと思います。

○渡久地修委員 去年まで観光商工部という名称から商工労働部になって、きちんと労働も冠していますので、労働行政もきちんとやってください。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、商工労働部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序と方法などについて協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第8号議案沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第28号議案指定管理者の指定についての採決を行います但其の前に意見討論等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 意見等討論等なしと認めます。

以上で意見討論等を終結いたします。

これより乙第28号議案指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○玉城ノブ子委員長 挙手多数であります。

よって、乙第28号議案は、可決されました。

次に、乙第17号議案から乙第20号議案まで、乙第25号議案から乙第27号議案まで、乙第29号議案及び乙第50号議案から乙第52号議案までの11件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案11件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって乙第17号議案から乙第20号議案まで、乙第25号議案から乙第27号議案まで、乙第29号議案、乙第50号議案から乙第52号議案までの11件は可決されました。

次に、陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情の取り扱いについて議案等採決区分表により協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情36件とお手元に配付してあります本委員会所管事務 調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 玉城 ノブ子